

第五十一回国会 農林水産委員会 議 録 第四十六号

(七二)

昭和四十一年六月九日(木曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 中川 俊思君

理事 大石 武一君

理事 田口長治郎君

理事 本名 武君

理事 東海林 稔君

理事 伊東 隆治君

金子 岩三君

坂村 吉正君

白濱 仁吉君

中川 一郎君

長谷川四郎君

森田重次郎君

兒玉 末男君

西宮 弘君

森 義視君

玉置 一徳君

出席國務大臣

農 林 大 臣

國 務 大 臣

出席政府委員

總理府技官

(科學技術庁長)

農林事務次官

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

(農林事務官)

日本国有鉄道常 今村 義夫君

事務理事 専 門 員 松任香 健太郎君

六月九日

委員山本幸一君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として小川三男君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員小川三男君及び西村榮一君辭任につき、その補欠として山本幸一君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

本日開議に付した案件

野菜生産出荷安定法案(内閣提出第一三二号)

派遣委員からの報告聴取

○中川委員長 これより會議を開きます。

野菜生産出荷安定法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許可いたします。兒玉末男君。

○兒玉委員 時間が非常に制限されておりますので、問題点をしぼって御質問したいと思います。

先般の予算委員会並びに本會議で、長官にもお尋ねしましたが、あまり具体的な御答弁をいただくことができないで、たいへん不満に思っております。

その内容等から判断いたしますと、いま科學技術庁が進めているところのいわゆるコールドチェーンの構想の中で、特に海上輸送分野における問題というものが非常に焦点になっております。この前の長官の答弁では、いつこれが実現するのか、その辺の目安についても、具体的な答弁を引き出すことができなかったわけでございますけれども、

今日生鮮食品の中で、特に野菜等の輸送距離というものが、比較的中、遠距離の地域から相当量が運ばれている現状でございますけれども、特に鮮度が低下する、こういう点から、輸送時間の短縮あるいは輸送形態の改革、こういうことが特に強く主張されているわけであります。いま技術庁が行なっているところのこの海上輸送関係について、現在どのような状況にあるのか、この点、まず長官にお伺いしたいと思います。

○上原國務大臣 生鮮野菜の海上輸送を實際に実施してみたいのは、御承知のとおり、宮崎県が県の力でこれを實際的にやりだした、これが最初でございます。私は、到着の荷物も、それからその後現地に参りまして、栽培状況、それから輸送の御準備なども拝見いたしてまいりましたが、予期以上に好成績がござっております。かように考えておられる次第でございます。また科學技術庁自身で実施いたします事例的実験というのは行なわれておりませんけれども、これに非常な参考になった。そしてこれは成功するといふふうな確信に似たものを抱いて帰ってまいりました。

科學技術庁自身が行なっているところまでまだまいっておりませんのが現状でございます。○兒玉委員 資源局長にお伺いしたいのでありますが、いま長官がおっしゃいましたが、特に宮崎県が先月の十二日と今月の五日、二回にわたって輸送テストを行なっておりますが、これはもちろん初步的な段階であり、しかも長期の構想に立つたものでなくて、まだまだ相当改善しなければいけない。しかしながら、このような問題は、単に一県だけでできる問題ではないと私は思うのです。現在科學技術庁として、いま長官の御答弁もありましたが、まだ技術庁自体が實際に運用する段階にはほど遠い感を抱くわけですが、現在具体的にどういふふうな作業が進められているのか、

その点お伺いしたいと思います。

○佐々木(即)政府委員 御質問の点に關しましては、いま長官から御説明がございましたように、いわゆるコールドチェーンの事例的実験というものを本年度から実施するように予算を準備いたしました。その問題につきましては、なお農林省といろいろ實際にやる場合の方式等について相談をいたしておりますけれども、いわゆる遠距離の海上輸送という問題に關連いたしまして、その中で、遠距離海上輸送の中の特に低温輸送というものを取り上げまして、本年できるだけ早い機会に準備を進めまして、遠距離海上輸送に關連があるコールドチェーンの技術的開発ということに手をそめることにいたしました。

○兒玉委員 大体現在の宮崎県の行なっているテスト輸送では、約三十七時間くらいかかっているわけですが、しかし、今後技術庁が考えている輸送時間というのは、大体どの程度を目標として検討し、進められておられるのか、この点お聞かせいただきたいと思ひます。

○上原國務大臣 実は、最初に科學技術庁が試算いたしました予定時間よりも、少々でございますが、早く着いておるのでございます。そうして今後この時間はまだ短縮できると思ふのでございまして、御承知のように、八百トンの船でございまして、その新進鋭の船でもないのが事實でございます。それからまた短縮できるつもりでございます。それにまた科學技術庁が予定をいたしました時間でも相当早いのに、御承知のように、一日半で着いておるといふことでございまして、相当なスピードでございます。陸路輸送することなどを考えますと、非常に早く、そうして荷いたみなどもほとんどございせんでしたから、これは短距離と變わりないと考えて差しつかえないと思ひます。それからまた、輸送の状態も、汽

車、トラックで運びますよりは、はるかに荷いた
みのない完全な状態で、新鮮な鮮度のものが送ら
れてまいったという事実でございまして、これは
非常に成功だったと思うし、さらにこれを科学的
に検討を加えてまいりますれば、時間も短縮で
き、鮮度もまた一層十分な鮮度で輸送ができる、
こういう考えを抱いたわけでございします。

○児玉委員 資源局長にお伺いしたいのでありま
すが、構想は確かにいいといたしまして、やはり
形成の問題、あるいはこの輸送によつて、現実
的に他の輸送機関に比較してどの程度の運賃等が
節減できるのか。もう一つは、何といつても輸送
量というものが、やはり相当数、しかも計画的に
生産をさせなければ、せっかくの輸送船の効果と
いうものが十二分に発揮できないと思うのです
が、この辺をどのように分析されておられるのか、お
伺いしたいと思います。

○佐々木(即)政府委員 この海上輸送問題につ
きましては、一応いろいろな仮定を設けまして、そ
うして一種の試算をいたしまして、そうして海上
輸送について、今後特に遠距離については見込み
があるという一つの報告を昨年の九月にしたわけ
でございします。ただ、これはやはり何と申しまし
ても、大量に物が運ばれるというところからい
ゆる輸送費の低下が考えられるわけで、最近宮崎
県でやられました実験につきましても、量が少
うございしますから、勢い輸送費はコスト高につ
いておるといふことはやむを得ません。私もど
うおと申しますこの実験につきましても、やはりそ
う大量のものはできませんので、いわゆるコスト
そのものが非常に安くつく実験というところま
ではなかなかまいりませんけれども、こういう試
算を通じて、今後改良すべき点は探り出せる
と思ひます。また、先生の仰せになります大量に
という問題につきましても、現地の体制でござい
ますが、これもやはりたとえ専用船が動けるよう
になるという問題とからみましては、それ
に合った生産体制というものができなければなら
ませんし、勢いそれに関連いたしまして、たとえ

集産地の形成の問題、あるいはそういう主産
地から港まで計画的によみく品物が流れてく
る、それがまた船待ちについても十分な施設が整
えられまして、港でものがかわいたり、腐ったり、
いたんだりということがないようにする、こういう
たような問題につきましても、今後検討を続けてい
かなければならぬ問題だと思ひます。また、そう
いう体制ができることから、初めて大量の輸送と
いうことが実現できるのではないかと思ひます。

○児玉委員 この点、私は、やはり今回の法案にあ
る指定産地との関係もありまして、将来指定産地
を拡大するという方向に努力してもらふように、
昨日も要望しているわけですが、その辺の関連と
いうことを十分考えていかないと、せっかく国が
ばく大な金を投じて輸送船をつくりましても、そ
の効果がなかなか期待できない。その辺の兼ね合
いについてどういふふうなお考えをお持ちおるの
か、お聞かせをいたしたい。

○佐々木(即)政府委員 私どもは、この遠距離海
上輸送、特にコールドチェーンというものの関連
しまして、差しあたりどうして必要技術的な
問題、新しい技術の開発を迫ることにいたして
おります。それも各省の御協力を得まして迫るこ
とにいたしてあります。当然、その実験の経過を見
ながら、だんだんに実施部門にそういう成果を
お伝えし、そうして実施部門がいろいろお考え
くださるときの御協力を申し上げたいと思つて
おりますし、さらに進んでそういう方面にも実験の
成果、また考え方というものがお伝えして、そ
ういふ面の努力をいたしたいと思つてあります。

○佐々木(即)政府委員 御説のとおり、いわゆる
生産地の側の出荷体制ができ、そうして輸送とい
う体制ができたといつたとしても、これに関連
いたしまして、生産地、中継地、消費地、こうい
ったところで貯蔵庫を設けまして、そうしていわ
ゆる低温帯というものを最後の小売店まで届け
る中の重要な一環として、これをどこにどれだ
け——生産地、中継地、消費地、どこにどれだ
け——ということ、実際問題としてのいろいろな関連
がございまして、とにかくそういうことも
の体系的に整えるということが当然必要でござ
います。これが輸送あるいは生産地体制と相ま
つて、初めて野菜の遠距離の輸送ということが実現
するものであらうと考えております。

○児玉委員 それと関連しまして、特に現在の日
本のいわゆる青果関係の生産から消費までの過程
を見ておりました、非常に零細な小売業とい
うのが非常に多いわけですから、今後のこ
のコールドチェーン構想の中にも、そういうふう
な零細な小売業等についてもある程度統合する
ような形で持つていかないと、せっかくのコル
ドチェーンの構想が十分効果をあげることができ
ないのではないかと。アメリカ等の先進国におい
ても、やはり三十数年の長い経験の中から現在の段
階に達してあるわけでありまして、そういう
ふうな流通全体を通ずる一つの合理化といいま
すか、あるいは改革といひますが、この点をどう
いふふうにお考えになっておられるのか、お聞かせを
願ひたいと思ひます。

○上原国務大臣 おっしゃる通りに、産地から東
京あるいは大阪の市場まで完全に運んでまいりま
しても、それから先が問題であると思つてありま
す。そして、アメリカで行なわれておりますよう
な、消費者に対する供給機関というものが完備し
たすまでは、相当な期間が日本でもかかるので
はないかと思ひますし、それには科学技術庁の管
轄外でございしますけれども、流通関係でござ
いますから、通商産業省の管轄になると思ひますけ
れども、通商産業省にお願ひして——つまり、

せっかく産地から東京、大阪の消費地の市場ま
で持つてまいりまして、市場から先、コールド
チェーンの最終形態としての冷蔵冷凍の貯蔵が小
売店で行なわれなければ、効果が十分あらぬ
わけでありまして、これにはぜひ通商産業省にも力
を入れていただいて、産地から消費者の台所まで、
新鮮で、安価で、しかも安定した生鮮食料品が送
られ、配給されるようにいたしたい、そして有終
の美をなしたい、この努力を一層重ねてまい
るつもりであります。

○児玉委員 とにかく各省にまたがる仕事であ
つて、これが実現の段階までには相当困難が予想さ
れるわけでありまして、やはり科学技術庁
はその推進役でありますから、積極的な取り組み
を私は要望したいと思つております。

次に、局長にお伺いしたいのでありますが、こ
の輸送船の構想について、西日本新聞というの
がございしますが、この報道によりますと、大体四年
後にはこの専用船が実現するといふふうな記事が
出されております。この点、おそらく長官が先般
宮崎に行かれ、そのほかいろいろの情報が流され
たものと思うのですが、その辺は大体具体的にど
ういふふうな見通しなのか。また、四年後にこの
冷蔵船の実現が可能なのかどうか。この点、ひと
つ作業を進めておられる立場から、どういふこと
でいう線が出たのか、明らかにしていただきたい
と思ひます。

○佐々木(即)政府委員 輸送船の実現できる見通
しが四、五年先と、こう仰せでございましたが、科
学技術庁といたしましては、その辺はいささか守
備範囲の外になりますし、特に具体的にいつ実現
できるというふうなことを申したことはございま
せんが、私もどが研究いたしました南九州の農産
物の海上輸送についてという一種の報告のような
ものを四十年の九月にしたわけでありまして、そ
の中のいろいろな試算の中に、南九州も農産物の生
産態勢がだんだんよくなり、そして増産もできる
というふうなことを前提に、当然この輸送という
ことが問題になりますので、この試算の過程の中

で、昭和四十五年というものを一応試算の目標に立てまして、その間における南九州の野菜の伸び、こういっただけを前提に試算したものでございませう。あるいはその辺から、実際にそれが四十五年ないしはその前後におきまして実現ができるような見通しをわれわれが立てておるといふように、船のほうをお考えになったのかもしれないけれども、当庁といたしましては、その点は具体的に四十五年のめどを立ててということとはございませう。御了承願いたいと思います。

○児玉委員 もう一点お伺いしたいわけですが、この点は長官にお伺いしたいと思ひます。この計画が実際に進められる場合、一般に民間資本等を投入してこの輸送が行なわれるということも聞いておるわけですが、大体このような特殊な輸送というものは、やはり国の資本で行なうべきだ、特定の企業にこれを独占させるべきではないと私は考えます。というのは、生産と需給の関係あるいは生鮮食料品の輸送という特殊な形態から考えましても、また生産者と消費者を守るといふ点等から、これは特定の企業等が行なうべき筋じやないと思ひます。また経済性の面から考えましても、一年じゅうを通じてオールにこの輸送船が運航できるという状況にもないわけですが、その辺の立場から、経営の形態というものをどういふふうにお考えになっておられるのか、この点お聞かせいただきたいと思います。

○上原国務大臣 仰せのように、こういう仕事は初めから営利を目的にやってみようとは思ひません。ことなでございませう。各省にまたがる関係上、科学技術庁がその試験をやってみようというものが、ことしの予算をもちよだした、また来年ももちよだして、これを国営でやろうという考えは実はないでございませう。これでやれる、これが有利であるという結論を、実験の結果動かぬ証拠をあげて出しまして、それならやってみようということになれば、企業者でもよし、あるいは公共企業体でもよし、こういうのが、正直なところいま考えて

おるところなでございませう。この点、宮崎の知事さんなども話し合いましたけれども、知事さんにも、県営でやれという意見が県内に強いけれども、どこまでも県営でやるといふことは無理だ、だが、試験、実験の段階では、国も県もそのリスクを全部負担して、安心して出荷ができ、安心して販売ができ、安心して回収ができるという方法をやってみて、それでしっかりやれるんだということになってから、公社をつくるか、あるいは農協を統合してやってみようか、そういう形にしなければならぬまい、こうおっしゃっておいででございませう。また、その点は、今後の運営は主として農林省にやっていたことになりませうから、農林省ともお話し合いの上で、何らかの経営形態を考えなければならぬと思ひますけれども、国営あるいは公営でやるといふところまではまだ考えておりませう。これが実情でございませう。

○児玉委員 資源局長にお伺いしたいのですが、先般二回行なわれた海上輸送のテストというのは、今後科学技術庁が作業を進める上においてもきわめて重要な問題ではなからうかと思ひますが、先般の輸送の結果をすでに分析されておられるかどうか、あるいはまた輸送経費の問題、その点等、どういふふうな一応の結論を得ているのかどうか、もしおわかりであればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐々木(即)政府委員 二回にわたります中間報告、それは県のほうからいただきましたし、別途日本通運等からもいただきました、目下検討中ではございませうが、総括的にこれをどういふふうに申し上げるほどまとめておりませうけれども、私どもが主として注目いたしましたのは、私どもの実験の中に、県の実験でまずい点があれば再びそれを繰り返さないようにという意味で、そういう検討をやっておるわけではございませう。たとえば、最初運ばれた第一回の輸送船の場合に、中にそれを冷やす施設をおつくりになっております。サーモキング程度の施設であるが、大量の野菜を運ぶときの野菜の呼吸熱が室内の温度を押さえるまでに至ら

なかったもので、そこで、私どもの実験の際には、あらかじめ港でよく冷やしておきまして、それを船に積み込んで輸送するといったような技術的な点につきまして、逐次検討を続けております。

○児玉委員 時間がございませうので、最後に、長官にお願ひ申し上げたいことは、この種の輸送というものは、今後非常に重要な使命を持つものと思ひます。でありますので、この遠距離輸送なり、また、高知なり南九州のように、地理的、気候的にいろいろ自然的条件に恵まれておりますけれども、いままでそういうような輸送面の解決ということが困難であつたために、いろいろな条件に恵まれておりながらも、今日まで成功を得ていなかった、こういう点から、今後技術庁の構想とこの輸送船の問題は非常な期待を持っておるわけではございませうので、とにかくこれから早期運航がでますように格段の御努力を要望申し上げます。私、この質問を終わりたいと思ひます。

○中川委員長 先般、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案の審査に資するため、各地に委員を派遣したのでありますが、この際、派遣委員からその報告を聴取いたします。第一班館林三喜男君。

○館林委員 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案の現地調査第一班として、六月三日から六日までの四日間、秋田、山形の両県に派遣され、入り会い林野等の実情について調査してまいりましたので、調査内容を簡単に御報告申し上げます。

調査班は、東海林君、千葉七郎君、林百郎君、それに私を加えた四名の派遣委員と、現地参加委員として秋田、山形両県の全調査日程に参加された笹山茂太郎君の五名で編成されました。

われわれは、まず、県庁において、知事をはじめ関係係官から、県内における入り会い林野等の現状と問題点及び県としての要望事項等について、総合的な説明を受けた後、町村会、森林組合連合会等地元関係団体から意見聴取を行ない、さらに、各県とも一カ所ずつ入り会い現地において調査を行なつてまいりました。そこで、本報告の内容といたしましては、時間の都合もありませうので、調査日程に従ひ、以上の調査内容の要点のみをかいつまんで申し上げます。

まず、秋田県について申し上げます。秋田県における入り会い林野等の現状は、その面積十六万五千ヘクタールで、民有林野中に占める入り会い林野等の比率は全国第一位となつておりますが、そのうち、原野がかなり多く、また複数の部落が入り会ひ、いわゆる村々入り会ひの形態が残つてゐるという特徴があります。

県においては、これらの入り会い林野等の利用増進をはかることを農林政策の重点として取り上げ、未利用地開発計画を策定し、草地開発公社、林業公社等の設立を見て、その実施に着手する段階にきております。しかしながら、入り会い林野等の権利関係が整備されてない現状に当面して、これらの施策の有効な推進が妨げられてゐるという悩みをかかへてゐる状態にありまして、その打開策として、国による入り会い林野等の権利関係の整備についての制度上の解決が望まれてゐるのであります。この点について、秋田県知事は、今回の法律案は、このようない県の開発計画を推進するにあつて時宜を得たものであるとし、歓迎の意を表明したのであります。しかしながら、同知事は、法律案は、あくまでも権利関係の近代化そのものを内容としてゐるにすぎないのであるから、それは入り会い林野等の開発のための糸口となるものと理解すべきであつて、権利の近代化のみに終わつてはならない、近代化の施策とあわせて、農畜林の総合的な国の助成施策が講じられなければならない旨を強調し、その点についての配慮を特に要望したのであります。

次いで、秋田県における市長会、町村会、森林組合連合会等の団体を代表して、町村会長より、法律案についての賛意が表明された後、その早期成立が要望されました。さらに、近代化後におけ

る農林業経営の健全な発展、特に協業経営の発展をはかるため、新しい農林業を含めた協業組織、現行生産森林組合の制度上の規制の緩和等について、今後の課題として検討を要する旨の陳述がなされたのであります。

以上、県当局及び関係団体の陳述を受けた後、南秋田郡昭和町豊川地区の現地におもむき、部落の代表者より事情を聴取いたしました。当入り会いは、秋田市内の部落との入り会い山であり、旧来の村々入り会いの残存したものでありまして、両部落の持つ旧来よりの持ち分の割合と現在の利用の実態とが異なっているために、部落民自身の積極的な労資の投入がはかれないという実情にあり、それを反映して、入り会い林野の大部分は利用が放置されている状態にあったのであります。これについて、関係者らは、法律の制定を機に、県当局等の助言指導を得て権利の調整を行ない、新しく造林を進めていきたいという熱意を表明したのであります。

以上が秋田県における現地調査の概要であります。次に、山形県について御報告いたします。山形県における入り会い林野等の面積は八万六千ヘクタール、実測すれば十萬ヘクタールをこえ、民有林野面積の約三〇％に達しております。本県におきましては、秋田県の場合とは異なり、村々入り会いは比較的少ないのであります。利用が粗放であるという点は、秋田県の場合と同様の状況にあると見られております。また、町村合併を契機として、生産森林組合に移行した入り会い林野等が二十近く存在している点が、秋田県とは若干異なつた特徴であります。

県当局におきましては、昭和三十六年度から部落有林野整備促進事業を行なつてきており、モデル地域を指定し、権利関係の近代化と利用や経営の合理化に要する経費の助成を行なっているのがあります。登記、税制等の問題が制度的に解決されていないため、県単補助事業としては限界があるとの説明しております。これらの問題意識の上に立つて、県は、入り会い林野等の権利関係の近

代化の措置を強く望んでいたところであるとし、今回の法律案の早期成立を要望し、特に昭和三十九年度から開始された林業構造改善事業の推進のためには、入り会い林野の近代化事業が可及的すみやかに行なわれる必要があるとしていたのであります。また、近代化の措置と相まって、関連農林業助成施策を要すること、及び協業推進のための生産森林組合の制度上の改善を検討すべきことを要望され、この点につきましては、秋田県の場合と同様であります。

県当局の説明について、派遣委員から、近代化の際の全員同意という法律案の考え方が実施上問題はないか、また、既存の生産森林組合の活動状況はどうかという点について、質問がなされました。これに対して県当局は、全員同意は、県として適正な指導にとめることによってその実現は可能であること、また、既存の生産森林組合については、町村合併の過程で新町村に財産が引き継がれることをおそれるのあまり、単に所有名義を組合名にすることを目的として設立されたものであるから、なお旧来の慣習による運営が続けられているために、組合活動はきわめて不十分である旨を答へ、協業組織がその目的を発揮するためには、権利関係の近代化とともに、経営意欲の盛り上げが不可欠の条件であることの示唆を受けたのであります。

県当局の説明及び要望に続いて、市町村代表、町村会代表、県森林組合連合会代表、県林業協会代表等よりの法律案に対する意見及び要望がなされ、要約すればおおむね次の点が述べられたのであります。

一、林業経営基盤の充実をはかるためにも、法律案の制定に賛成であること。
二、林野の細分化、集中、分散のおそれがある中で、生産森林組合などの協業経営の方向に指導を推進するとともに、これについて税制上の優遇措置を検討すること。
三、権利関係近代化の場合の登記の簡略化、登録税の減免等の特別措置が必要であること。

四、林道開設などを進めて、立地条件の改善整備をはかること。

五、近代化事業の補助率、補助単価等を構造改善事業並みに引き上げること。

六、特別融資制度を検討すること。

七、生産森林組合が施設森林組合に加入して、その協業を進めるようにすること。

以上のほか、これらの説明の中で、本県では、近代化して個別分割利用を望んでいる例も比較的事例があることが注目されたのであります。

現地の実情調査は、上山市富浦地区公民館において、上山市当局及び部落代表者の説明及び意見を聴取して行なつたのであります。同地区の入り会い林野面積は、登記簿上は八十九町歩で、見込み面積では六百六十ヘクタールに及び、権利者は部落総戸数八十六戸のうち六十七戸であります。この地区の入り会い林野は、筆数が三十三に分かれ、各筆ともに所有名義者が異なっており、延べ六百六十六名に及び、その大半はすでに死亡しておりまして、その子孫で地区外に住所を持ち、実質上は権利がない者が多いのであります。大正二年と昭和十三年の二回にわたつて一部の分割利用を行ない、現在十二筆が個人利用にゆだねられており、残りは共同利用となつていたのであります。分割利用地は、個人による造林が若干行なわれ、また一部はその山の利用権が部落民に移動しております。共同利用地のほうは、薪炭需要の減少もあって、ほとんど利用されていないのであります。

この地区の特徴としては、部落が私設登記簿を持ち、移動があれば、権利証のごときものを発行したり、裏書きしたりして、その帰属を把握しておることです。これは、正規の登記簿がすでに実質的な利用権とは乖離しているため、それにかかわる土地の管理支配の機能を部落の入り会い権者が確保するための窮余の策として行なつていものであると考えられるのであります。しかし、この私設登記簿があるからといって、それを利用して国の融資を受けるわけにはまいらないのであ

りますから、そのために、権利の形式と実質とを一致させることが必要となつているのであります。部落の人々が今回の法案の成立を望んでいることが強く印象に残つたのであります。

なお、部落民の今後における経営についての意見は、立地条件に応じて数戸ないし十数戸による複数の生産森林組合等を設立して、協業により主として造林を行ないたいとのことであります。比較的労働力流出の少ないこの地区では、その方向は非常に有効なものであると見られるのであります。また、本年度より林業構造改善事業が行なわれることになつていくことから、早急な法律の制定が望まれておるのであります。

入り会い林野等に関する秋田、山形両県における現地調査の概要は以上のとおりであります。われわれは、今回の調査目的外の問題ではあります。が、せっかくの機会でありましたので、秋田県において、八郎潟新農村建設事業団による新農村建設事業の進捗状況について現地調査を行ない、関係者が熱心に事業の推進に挺身されておる姿を見てまいりましたことを特に申し添えます。

以上で第一班の調査報告を終わりたいと思ひますが、われわれは、今回の調査を通じ、入り会い林野等の現状と問題点について十分なる認識を深めることができたわけでありまして、今回の調査に對し絶大なる御協力を払われた秋田、山形両県当局、秋田営林局、東北農政局、その他関係者各位に對し、この機会に衷心より謝意を表明し、簡単な報告を終わる次第であります。(拍手)
○中川委員長 次に、第二班田口長治郎君。
○田口(長)委員 現地調査第二班の御報告を申し上げます。

第二班は、六月四日から七日までの四日間、高知、奈良の両県に派遣され、入り会い林野等の実情について調査してまいりました。
調査班は、森田重次郎君、芳賀貞君、松浦定義君、それに私を加えた四名の派遣委員と、現地参加委員として全調査日程に参加された赤路友藏君、森義視君の六名で編成いたしました。

まず、高知県について申し上げます。

高知県では、知事はじめ関係官より、県内における入り会い林野等の現状と問題点及び県としての要望事項について説明を受け、次いで幡多郡西土佐村長、安芸郡馬路村長及び幡多郡大方町蜷川部落長より意見の聴取を行いました。

高知県における入り会い林野等は約一万八千ヘクタールで、県下林野面積五十五万ヘクタールに占める比重は高くありませんが、これらは地域的に偏在しているため、県当局では、入り会い林野の有効的活用を偏在地域の後進性克服策の重要な課題の一つとして取り上げております。

ところで、これら入り会い林野等の現状は、そのほとんどが団体直轄利用であり、投下労働力は入り会い権者の無償提供、収益は部落の公共的業務費負担として公費に振り向けられ、個人に分配される例は少ない、いわゆる最も初期の形をとっております。また、これらの入り会い林野等は、蜷川部落の例に見られるごとく、かつて官行造林事業によってかなり成績をあげたところもありますが、大部分は薪炭林として、従来から薪炭需要を供給しておりました。しかし、最近の薪炭需要の減少により、入り会い権者の一部からは、個人分割または入り会い林野等の解体を望む声が高まっております。しかし、入り会い林野等を分割したり解体するにいたしたとしても、権利関係の調整問題、登記、登録税等の費用負担の問題、及び入り会い林野等のまま個人分割したとしても、造林に必要な資金の確保、森林開発公団または県林業公社等による公営的造林の対象地たり得ず、このまま推移するならば、入り会い林野等は放置されるおそれ十分にあります。

ちなみに、これら入り会い林野等の人工林率は西土佐村の例によって見ますと、国有林、民有林の人工林率は七〇%ないし八〇%であります。同村の入り会い林野ではわずかに一四%にすぎないということであり、

このようなことから、今回提案されております法案の早期成立を期待する向きが大きいのではあります。

りますが、なお、この法案に対し次のような意見が述べられております。

その第一は、入り会い林野の整備にあたり、権者全員の合意を必要とするという点でございます。この点について、馬路村長及び大方町蜷川部落長から、一部権者の反対により多くの部落民の希望と熱意が踏みにじられたこともあり、今後もおそれがある中で、多数決による解決策が望まれたのであります。この点、県関係者にたゞし、今後この法律によって入り会い林野等を整備するにあたっては、地域振興対策の一環として取り上げるものであり、この施策との関連で関係者の説得に努力するので、問題の解決は可能である旨答弁がなされております。

その第二として、入り会い林野等を協業経営の対象とする場合、生産森林組合がその有力な手であるにもかかわらず、その設立、運営、管理等は、施設森林組合と同様にかなり煩瑣な手続等を必要とするので、これを手軽に設立でき、かつ現実に即した運営ができるような制度とするよう検討すること。

第三として、入り会い林野の整備に要する事務費の二分の一が県に対して補助されることとなっているが、このほか、市町村の啓蒙指導事務費、さらに整備計画作成のための調査費、測量、境界設置事業に対しても補助する必要があること。

第四に、入り会い林野等整備後の林業経営を安定させるため、政府関係機関または国の助成による造林の推進、林道網の整備等を強力に行なうことなどの意見が述べられました。

次に、奈良県について申し上げます。

奈良県では、県庁において関係官より県内における入り会い林野等について説明を受け、次いで奈良県森林組合連合会専務理事及び五所市吐田郷生産森林組合長より意見を聴取し、その後、宇陀郡大宇陀町の現地調査を行いました。

奈良県は、わが国有数の林業県として、早くから入り会い林野等の解体が進み、優秀な林業経営が行なわれている反面、残された入り会い林野等

は権利関係が複雑で、このため集約的な利用がばまれていたのが現状であります。しかも、入り会い林野等の存在する地方は、わが国でも有数の美林地帯であり、まわりの民有林経営は単位面積あたり百三十立方メートルと、全国平均の約二倍に及ぶ蓄積を誇っており、このため、県では、入り会い林野等に対し潜在する資源価値を引き出すことを林政の主要な目標の一つとしており、また、入り会い林野等に関係する市町村または部落においても、主として権利関係の調整をはかり、その有効利用をはかることに過去幾多の努力を重ねられてきたようであり、す。しかし、権利関係の調整、登記等に要する経費の問題、及び個別に私権化した後権利の集中または分散の問題があったため、今日いまだに約二万ヘクタールに及ぶ入り会い林野等が残っているのであります。このような問題は、今回の法案の成立によってそのほとんどが解決される見通しであり、入り会い林野等を持つ関係町村並びに住民は、この法案の早期成立を期待しているのであります。なお、次のような意見を述べております。

その第一は、高知県の場合と同様、全員同意によつてのみ入り会い林野の整備が可能であるため、一部の反対者のため整備がおくれ、またははばまれるのではないかと不安があること。

第二に、入り会い林野等を個別に分割するならば、取得面積が少ないため、権利の集中、分散が行なわれる可能性があり、これを防止するには、生産森林組合等による協業の推進または施設森林組合に対し施業の委託を行なうよう強力な指導が必要であること。

その第三として、生産森林組合に対する税法上の取り扱い、特に法人税については個別経営のごとき恩典が与えられていないため、吐田郷森林組合の例に見られるような多額の税負担の問題が起ころので、税制の検討が必要であることなどの意見が述べられました。

以上のような説明並びに意見を聴取したあと、

宇陀郡大宇陀町におもむき、町長並びに同町五貫山入り会い関係者より現地の実情について説明を受けました。五貫山入り会い林野は総面積三百ヘクタール、権利者一千戸を有する林野で、古来からまき場として利用されておりましたが、昭和十七年官行造林事業による造林を進めるべく、住民はこれを町有林として無償提供し、その後慣行使用林野として利用しているものであります。しかし、現在には利用する者も少なくなり、原野笹生地として放置され、まわりの民有林に比べ対照的な林相を示しております。かかる現状から、町当局はこの地に造林を進めるべく、昭和三十三年以来権利者と協議を進めたのであります。一部権者の反対によって現在に至るも解決されず、原野のまま放置されているのであります。これらの反対は、今後この法案の成立によって、県当局のあつせんも期待でき、早急に解決されるものとして関係者は大いに期待を持っております。

以上をもつて入り会い林野等の調査報告を終わりますが、なお、高知県におきまして、去る五月二十日の集中豪雨による農林水産関係災害の復旧に関する要望及び農林水産業振興に関する関係団体からの陳情を受け、あわせてせっかくの機会でありましたので、野菜生産に関する現地調査を行いました。このたびの調査にあたり、御協力を賜わった高知県、奈良県及び関係地方農政局並びに営林局に対し心からお礼を申し上げ、この報告を終わる次第であります。(拍手)

○中川委員長 以上で報告は終わりました。

○中川委員長 引き続き野菜生産出荷安定法案を議題といたします。

質疑を続行いたします。小川三男君。

○小川(三)委員 野菜生産出荷安定法案に関連しまして、野菜の生産と出荷の安定を確保するためには、まずその基礎である農地を確保しなければなりません。ところが、東京都を中心に南関東で

はほとんど農地の非常な壊滅が行なわれている。工場建設あるいは団地の建設等によって、農地は無計画の状態の中で放置されている。こういう状態に対して、農地を確保するために農林当局はどんな具体策を講じられておられるのか、その点伺いたい。

○佐々木説明員 お答えいたします。

従来とも、農地の壊滅に対しては、そのつどいろいろな条件がございますので、対策を講じてまいりましたけれども、この趨勢が非常に激しく進んでまいりますので、実は今後の長期の見通しをいたしまして、去る三月に農林省で決定いたしました土地改良の長期計画、これにおきまして今後十年間ぐらゐの将来の農地の壊滅に対する対策、こういうものを確立しなければいけないということから、この長期計画に基づきますと、大体毎年つぶれていくであろうところの農地、水田、畑の面積をほぼ現状の程度には確保しておく、そのために、大体三十数万ヘクタール程度の新しい造成をしなければならぬ、こういうふうにしております。それから、それだけでございませんで、そのほかにも、今後に伸びてまいりますところの飼料の問題がございまして、草地の造成を四十万ヘクタール程度さらにそれに加えまして、十年間ぐらゐに造成してまいりたい、こういうふうにご考えております。

○小川(三)委員 いまのお答えで、この十年間ぐらゐに三十数万ヘクタールの土地を造成するとあなたのお答えになつておりますが、具体的な例として私お尋ねしたいのは、あなたの方です。すでに御存じのはずですが、千葉県の富里地区です。あそこは関東といわず、日本でも最も有数な農地の地帯でございます。ところが、一村が壊滅するような新国際空港の設置を運輸省は発表している。それについて農林省に対して陳情、要請あるいは抗議、おそらく百数回にわたつてこれらのことをやっておる。ところが、それに対して、あなたの方は、一方では土地を造成すると言いつつ、一方でこういうふうに一村が壊滅する。一

村のみではない。これは富里、八街を中心として、運輸省の発表によれば、あそこに七百万坪の飛行場をつくる。そうすると、北総台地に約十万人の人口を擁しているあの地帯は壊滅せざるを得ないような状態になるのです。こういうような問題に対して、農林当局としては一体どんな具体策を講じられておられるのか、その点伺いたい。

○佐々木説明員 富里村を中心いたします農地は、御承知のように、たいへん農地としては豊かな土地でございます。しかも相当経営規模の大きい地帯でございます。一方では、いまお話のございましたように、七百万坪程度の非常に大規模な空港の建設が計画されるということでございますが、この全部が全部農地であるかどうか、これはまだ私どもの方ではその位置や区域というものがはっきりわかつておりませんので、おそらくその全部が農地とは考えられませんが、おそらく、いすれにいたしましても、いまお話のように、この土地が農地としてつぶれるということは、もしそれが実現するならば、そういうことになるわけでございます。そこで、もしそういうことになるという一方の大きな目的もございまして、また現実富里のつぶれていく農地を耕作しておる人々の問題もございまして、その人たちの将来が困らないように、先ほど申し上げましたような、全国的な大きなワクの数字はございしますが、そういう個々の問題につきましては、そのつど代替地等のあつせんをしなければならぬのじゃないかと、いふふうにご考えております。

○小川(三)委員 あなた、いま七百万坪の飛行場の土地は農地のみではないとおっしゃつたが、一体農林省当局は、この問題が起つてからすでに三カ年、あなたたちは一度でも現地調査をなさつたかどうか、その点、政務次官、あなたからひとつ、農林省全体の立場から、現地調査をなさつたかどうか、伺いたい。

○飯谷政府委員 率直に申し上げます、現地調査はまだいたしておりません。これは御承知のよ

うに、富里空港というものがまだ確定をいたしたわけではございませんし、御承知のとおり大問題でございます。地元にもたいへんな反対があることは、われわれも十分に承知をいたしておりますが、そういうたいへんな反対の大方針というものがまだ確定いたしておりませんので、そういう矢先に現地調査を行なうということは、これは必要以上に混乱をせしめることにもなりますから、そういう意味で、現地調査等もいさかまだいたしておらずに状態でございます。したがしまして、そういう方針がはっきりきまるといふことになれば、われわれは、農民の救済と申しますか、その犠牲を最小限度に食いとめて、そうして将来の農民生活を発展していくために、あくまでも努力をせなければならぬという考え方は持つておりますけれども、まだそこまで至つていないというのが現在の実情でございます。

○小川(三)委員 それではお尋ねいたしますが、昨年の十一月の十八日に政府は内定を発表しているわけですが、この内定の発表にあつて、農林省当局は参加してないのかどうか。これは閣僚会議の決定として内定を発表しているはずですが、農林省はこれに対して参加してないのかどうか。

○佐々木説明員 実はいまのお尋ねでございしますが、その前に霞ヶ浦の埋め立て問題がございまして、これは私も相当周辺農地に対する被害、影響等がございしますので、その技術的な問題につきまして検討を重ねてまいっておりますが、これは別にまた利根川の洪水問題とか、あるいは経費の点で非常に大きな建設費がかかるかというふうなことでも、空港としては適当でないというふうなことになりました。そのあとで富里の問題がございまして、富里につきましては、特に技術的にどうかというところが霞ヶ浦ほどは問題がございませんで、いまの段階では、その後、空港建設当局、つまり運輸省の方で、この土地に対する補償とか、あるいは地元、県等に対する交渉等をおやりになつておられます。私どもは直接これには関係しておらないような段階でございします。

○小川(三)委員 私が伺っているのは、昨年の十一月十八日に政府は内定を発表しているのだが、その内定発表に際して、農林省当局はこれに参加しているのか、していないのか、全然つんばさじきであつて、何ら関知していないのかどうか、その点です。

○佐々木説明員 私どものほうでは、政府が内定する段階は、もちろん政府として内定をしておるという意味におきましては、農林省も政府の中の一つとして、これを全然知らなかったということではないと思ひます。

○小川(三)委員 先ほど参事官は、富里村に飛行場ができるにしても、七百万坪が必ずしも農地ではないと言われたが、あなたの方には富里村の地区別の地目構成の資料がありますか。富里は五十三平方キロのうち、ほとんど三十平方キロは畑地です。この畑地を除いて、どうしてあそこに飛行場をつくることができるか。七百万坪の土地をとつて、そのほかに危険区域があり、騒音の区域を含めたら、富里村は完全になくなってしまふのです。なくなつてしまふような状態で、どうして農地を避けてそういうことができるなどということをお答えされるのですか。

○佐々木説明員 私が申し上げましたのは、運輸省のほうでいま検討していることと思ひますけれども、七百万坪と申しますと、二千町歩以上の広大な土地でございますが、この土地の飛行場の区画や位置がどうなるのか、富里と申しましたも、お話のようになかなか広大な平たん土地でございまして、その大きな場所を集团的に一つの団地として七百万坪をとるためには、相当いろいろな問題があるように伺つております。そこで、その位置の決定のしかたにかんづいては、七百万坪の内容の地目が、農地が幾らとか、山林が幾らとか、その他が幾らというふうにきまつてくるだろうと思つてございまして、そういう意味において、全部が全部農地ではないのじゃないかというふうに申し上げたわけでありませう。

○小川(三)委員 一体、内定に際しては聞いている程度で、これに対しては参加していないのです。農林省としては、少なくとも農林の立場に立つて農地を擁護しなければならぬ立場にあるはずで、一方で三十数万ヘクタールの土地を造成しようという反面、一方ではこれほどの大きな土地がつぶれていってしまうのです。こういうような重大な問題に対して、農林省はただ聞いておいて、運輸省の方針に対して無抵抗のままで農地を明け渡そうというのですか。その点、農林省の心がまえというか、いままでの態度について、ひとつ明快に政務次官からお答え願いたいと思います。

○仮谷政府委員 ごもつともな御意見だと思つて、私も土地改良十カ年計画を策定して、開墾整備をやるとともに、農地の造成をやろうというふうな計画を立てておる、そのやさきに広大な農地がつぶれるという事は、農林省としてはまことに残念なことであり、そういうことは決して好ましいことではないのでありまして、でき得るならばそういうことは避けてもらいたいという考え方は、これはもう大臣もおそらくそういう考え方をしておられると思つておる。しかし、空港そのものの問題は、日本全体の問題であり、国際的にも大きな問題であるということになってきますと、一つの国策として問題が進められるとするならば、それに絶対反対だという立場をい

ゆる省としてとれるかどうか、これはひとつ現実の問題として御理解をいただかなければならぬ問題だと思つておる。決して積極的に賛成をいたしておるというわけのものじゃございません。しかしながら、もし大きな国の政策のためにそういうことがやられるということになると、しかればその農地、その農民をいかなる形によつて救済していくかということも積極的に考えるのが私どもにも与えられた職務ではないか、こういう考え方を持っているわけでありまして。

○小川(三)委員 野菜の生産地としての富里村の構成ですが、富里村は耕地の地目からは畑地が圧倒的に多くて、全耕地の約九〇%、正確には八七%、端数が出ますけれども、九〇%の土地は畑地なんです。耕作地なんです。しかも農家の戸数千八百、この一戸当たりの耕作面積は一町五反なんです。個々の耕作面積では、百町歩以上のものは落花生、小麦、ビール麦、水稻、陸稲、大麦、スイカ、カンショ、サトイモ、白菜の十作目、百町歩以下であるけれども、非常に大きな収穫量を持つておるのにはバレイシとシウウガです。富里地区において、以上の十二作目のうち、十一作目は、水稻を除けば全部畑作なんです。特に落花生の生産は、千葉県の全国の約五〇%の量を占めておる。これは農林省の当局は御存じなんです。千葉県が五〇%のうちで、八街、富里が千葉県の約七〇%を占めておるわけです。こういうような耕地なんです。

さらに、三十九年の調査ですが、落花生の売り上げ金額が二億六千九百二十五万円です。これは、ここまではつきり言いますが、税務署との関係がありますから、この数字は公式に出した数字です。大衆のメロンといわれてるスイカが二億六千二百五十九万、ビール麦が一億二千六百二十六万、小麦が六千八百七十七万、白菜が六千四百六十四万、サトイモが五千八百六十五万、シウウガが三千九百五十七万、メロンが一千二百五十一万、カンショが一千万、バレイシが七百三十四万、この総額が九億一千九百八十八万、ここには水稻を除いてあります。たんぼの作物は除いてあります。そのほか、ホウレン草とか、東京市場へ出しているコマカイ野菜、大根とか、そういうようなものは除いてあります。富里一村で少なくとも十億以上の売上げを持つておるわけです。こういうような土地を、いまあなたのほうで、野菜の生産と出荷、価格の安定についていろいろ努力されているときに、これほど大きな農地をつぶさうとしているんです。こういう実情に対して、農林省は無抵抗のまま、これを運輸省の航空当局にまかせてしまつてもいいものかどうか、その点明確にお答え願いたい。

○仮谷政府委員 富里一村の農産物は十億になんとなつて膨大なものであるということも、私も承知をいたしておるわけでありまして、そういう農地をつぶし、農民をたいへん苦しめるということについては、これは決して私も進んでこれをうのみにするとか、あるいは無抵抗だとか、そういう考え方は絶対持つておるわけじゃございません。率直に申し上げますが、実は私も高知県であつて、ダムの問題では、いつも農民のそういうふうな非常に気の毒な状態をいままで見えておる。現に、吉野川開発で四国の大々的な開発をやろうというこの基本方針が数年前決定されて、早明浦ダムというのが実は二百億余りをかけて高知県で現に行なわれるように計画が進められておる。しかもその中で、大川村、本川村という二つの村は全部なくなつてしまふ。しかも役場さえも湖底に沈んでしまふという状態になつておる。非常に強い反対があり、そしてそのことによつて、二つの村民といふものをどう救済するかという問題が非常に大きな問題になつておる。結論的に言つて、四国の大開発というその基本線の上に立てばやむを得ないじゃないかということ、関係者の方々にもよくよく了解してもらつて、現に立ち入り調査だけが私にはよく知つておる。したがつて、富里村民の現在の実情はほんとうによくわかり過ぎるほどわかるわけでありまして、やはり国の大目標のためには、場合によつてはそういう面も忍んでもらわなければならぬじゃないか。そういう場合に、そういう人々に犠牲だけをいふといつたことは絶対にあり得ぬわけでありまして、少なくとも現状を維持し、さらに現状以上のもの、その補償といふものは、絶対責任を持つて私もは処置せなければならぬ、こういう考え方であります。基本方針、基本的態度といふものは、そんなものじゃございませんが私はそういう考え方のもとに、あくまでも農民の立場に立つて今

後の問題を考えなければならぬ、こういう考え方でおるわけでありまして。

○小川(三)委員 いま政務次官から懇切なお答えをいただきましたが、富里村を中心に富里、八街、酒々井、芝山、あの辺の町村は全部反対を議決しているわけです。富里村は村有財産の提供をしないという決議もしているわけです。そのほか、先日農業協同組合からも反対の書類が特に農林省へ出ておるわけです。富里、八街、酒々井、八街南部農協、芝山農協、芝山二川農協等、これら八農協で、この組合員は八千六百三十、この人たちは全部反対の議決をして、農林省当局に、われわれは先頭に立つて農地を守るために戦つておるのだから、農林省はわれわれに対してどういふ対策をとつてくれるのかという点で、これは要望書が農林省に出ているはずで、そういう扱いについて農林省当局はどう処置されるのか。

○佐々木説明員 この富里及びその周辺の農民の方々からたびたび私どものほうにもお話がございまして、その実情それからそこに住んでおる方々のお気持ち等も十分聞いております。私どもは、ただいま政務次官のお話もございましたけれども、農業を続けていくというその気持ち、その気持ちと申しますか、そういう態度につきましては、まことに富里の土地の条件からいまして、見るに忍びないような気持ちでおりますけれども、一方、空港を建設するといふことが別な観点からもし決定されるとするならば、その土地と同等あるいはそれ以上のりっぱな土地をできるだけ提供できるような方法を講じなければならぬ、そういう立場にあることをその方々にも申し上げておるわけでありまして、いまの段階では、先ほども申し上げましたように、空港をつくる側のほうでいろいろ折衝をされておられるようでございます。また私どもが直接そこへ出向いたり、あるいは具体的にいろいろな問題を取り上げるといふような段階ではございませんので、差し控えてはおりますけれども、もしそういうことになりましたら、あの土地にまさるとも劣らないような条件のとき

ろをどうしても見つけなければならない、そういうものをさがさなければならぬ、こういうふうな考えでおります。

○小川(三)委員 あなたは、先ほど、新たに三十数万ヘクタールの土地を造成しなければならぬと言ったが、南関東全体を見ても農地はほとんどつぶれているのです。これはあなたのほうに詳細な資料があるでしょう。その中で、富里にまさる土地が一体千葉県のどこにあるか、千葉県のどこにそういう土地があるのか、いいですか。農林省が農地について一度も現地を調査しないで、そうして運輸省の国策であると言われれば、じゃ農業政策は国策じゃないのか、農地を守ることが国策じゃないのか。重大な国策でしょう。国策であるがゆえに、ここに法案も出しているのです。その中で、富里の農地にまさるような土地が千葉県のどこにあるか。あなたのほうに確保してあるならば、どこにあるかということ詳細に説明してもらいたい。

○佐々木説明員 いまの段階では、先ほど申し上げましたように、私も農林省といたしまして、千葉県あるいは地元の町村の方々から具体的にそういう御要望も出ておりませんし、それから私もがそういうふうなことを具体的にいろいろさがすとか計画を立てるとかというふうな段階ではございませんので、まだ何も申し上げられないわけでございますけれども、われわれといたしましては、いろいろ農地の造成、土地改良等もやってきておりますし、そういう経験あるいはそういう技術というものがあつたとして、近傍のところにそういうものがあれば非常にいいし、またなるべく地元の人たちの条件、希望を満たせるような、そういう土地を見出すような努力をしなければならぬ。また具体的にどこがどうなっているというふうなところまではやっておりませんけれども、そういう努力を、もしするならばやっていたいかなければならぬ、こう申し上げておるわけでありま

○小川(三)委員 あなたはそういうお答えをしておられますが、昨年の十一月十八日に内定を発表したときに、運輸大臣は三日くらいで決定するのだというのを千葉県当局へ来て言っているのです。いいですか、あのときに、十八日に内定して、三日後に決定したとしたら、一体どこに農地があるのですか。いまの段階ではいまの段階ではと言いますが、すでに三年間にわたって地元の農民をほんろうしているのですよ。こういうような重大な問題について、何らあなたのほうではこの問題に全く関与してないような御答弁をなさっているけれども、一体、どうなんですか。

○飯谷政府委員 たびたび申し上げておりますように、それは内定ということはあるかもしれませんが、それは内定と決定的な決定というところまでいってはおらぬ。この種の問題は、一方的に決定ということはなかなかできにくいし、やはり関係者直接被害者の意見も十分聞いて、そうしてそういう人々も了解、納得された上で決定するというのが、いままでのこういう問題を処理した一つの例じゃないかと思つて、それがまた当然だと思つたわけでありま

○小川(三)委員 参事官、あなたは、富里にまさる代替地を用意しなければならぬとさつき言われましたね。その代替地をどこに用意する目標があるのですか。

○佐々木説明員 たびたびのお尋ねでございますけれども、具体的に私もいまだどこがどうという目安は実はないのをごさいます。しかし、具体的にいま手持ちがないからといって、それが全然不可能だとは考えておりませんので、土地改良あるいは開拓等のいままでいろいろなことをやっておることから考えまして、あれだけの土地は、もしそういうことになるなら何とかしてつくるという覚悟はきめておる、こういうことをごさいます。

○小川(三)委員 あなたの覚悟を伺つてもしかたがないのです。千葉県内に、あなたのほうで保有している、いわゆる農林省の所管の国有地が一体幾ら、どこどこにあるのですか。

○佐々木説明員 いま千葉県下の国有地はどれくらいあるかというはつきりした数字は手持ちがございませぬけれども、千葉県では、国有林等は主として房総半島の脊梁地帯のようなどころでございまして、それらのところが農地として適当なところであるかどうかに対しては、かなり疑問があるのじゃないかというふうにごさいます。

○小川(三)委員 千葉県当局は、富里にかわるべき代替地は、面積としてはあるけれども、農地としてはない、こう答えておるのです。あなたは、国有地は南房州のあの脊梁地帯——鬼涙山なんというの石ころの山ですよ。そんな山が農耕地なんかになるはずはない。この付近にはないのです。それから運輸省当局ももちろん何ら現地についての調査をしてないです。農林省も調査してないです。この農地の問題については、少なくとも農林省は非常に大きな責任があるはずですよ。それと、富里には、立川の飛行場で追われて八街へ移つて、戦時中に八街の飛行場で追われて富里へ移つた、こういう農家がたくさんあるのです。それから村山の貯水池で水没するために八街へ移つて、これまた八街の飛行場で追われて富里へ移つた、こういうような農家がたくさんあるのです。この人たちが、生涯の間三回も移されるなどということに對してどうして承服しますか。ですから、富里の人たちが、あえて流血も辞さないといつて、おぼ

あさんたちまでが行動隊を編成している。いまつくらないのは少年の隊だけです。青年はつくつています。中学生、高等学校の生徒、そして全部行動隊までが編成されているのです。農地を断じて守る、こう言つておるのです。それはなぜかといへば、そういうような実情があるからです。そして富里の中で営々として開拓してきておる。そういう農地を運輸省は全く現地も調査してない。運輸省も現地を調査してなければ、農地を守り農民の立場で政策を行なわなければならぬ農林省自体も、現地を全然調査してない。いま調査に行くといつたら混乱の問題があるでしょう。その問題は、あなた、起つてからすでに三年経過しているのですよ。地元で発表したのが三十八年の六月ですから、この六月で三年間を経過しているわけですよ。その間に、農林省当局としても一度も現地を調査しないなどということは、私は無責任だと思つて、その点について、当局を代表して政務次官からお答え願ひます。

○飯谷政府委員 先ほど参事官のほうから、より以上のものを選ぶ、こういうふうなことを申し上げたのは、われわれの立場からいへば、現状よりも悪くない、より以上のものにならなければならぬという、そういう積極的な考え方を持っておるという意味で申し上げたわけでありまして、御了承いただきたいと思ひます。

それから現地調査の問題でございますが、これは私も先ほどからたびたび申し上げておりますように、私も実は経験があるのですが、現地調査というものは、大抵話が一応まとまつて、そして現地調査を認めようという空気になつて、初めて現地調査が行なわれるのがいままでの事例なのでございまして。絶対反対をして流血の惨事もいとなないというふうな態勢のところに、現地調査なんかとてもできるものではありませんし、より以上に混乱を増すことになるわけでありまして、確かに、この種の問題の決定は、三年も四年も前に、私の県

と実情がわかってもらい、理解をされて、それなら現地調査くらいは一応認めようかという事になった、初めて現地調査が行なわれるというものが、この種の問題の一つの処理のしかただと私は考えております。そういう観点から、そういう時期でないし、事前に現地調査なんかやりますと、まともなものもまともでない、非常に感情的な問題になる事例がたくさんございますので、そういうふうな面から考えて、現地調査という事はいま遠慮しておる、こういうわけでありまして。

○小川(三)委員 それでは端的に伺いますが、運輸省の案である新国際空港の入街設置という内容に対して、運輸省は賛成しておる立場ですか。賛成か反対か。

○飯谷政府委員 運輸省は、やるということに大体決定しておるわけですから賛成でしよう。しかし、それは地理的にここが適地だということでは、一応内定といえますが、賛成をしたのであつて、しかも現実にはやる場合には、地元の人との話し合い、補償の問題があるわけですから、決定したからといって、すぐその決定で現実に行なえる問題ではないという事は、それは過去の事例を幾らあげても同じことなんでありますが、その点は、私も、やるということになれば、地元の了解が得られれば現地調査を十分に、そして地元の人の納得を得ようという今後の対策を立てて実施するということとは当然だと思ひます。それは私どもの仕事だと思つております。

○小川(三)委員 富里の農地については、非常に重大であるので、少し文章をはしりますが、ここにこういふのがあります。「すなわち、富里村は、日本の将来の合理的畑作農業を率先して試みるのに格好の場所である。もし富里村で畑作農業が成立しえないとすれば、日本の他の地域の畑作農業の将来は非常に困難だと予想されよう。以上のように考えると、富里村の農業者たちが真剣に新しい畑作農業にとりくむ意気込みをもっているとするならば、この地で本格的な農業の基本改良の原理を見出す目的の仕事が為されること、

独り富里村の農業者のためだけでなく、日本の畑作農業の進展のために大いなる意義をもっているといえる。富里村及びその周辺の畑作農業は、日本農業の一つの将来像を託するに値するところと考へられる。」この案は農林省の皆さんのお書きになつたものなんですよ。これは富里村の人たちがみずからりっぱな農村をつくらなければならぬというので、コンサルタントの意見を求めたのです。これに答えておるのは全国農業構造改善協会しかもここにお書きになつておるのは、全部農林省の技術者の諸君です。農林省の技術者の諸君が富里で畑作農業が立っていないならば、日本の畑作農業は立っていない、こういうふうな答えておるのです。それほど重大な立場にある富里村の農業に対して、農林省の農地局や農政局が何ら関知せずに、無抵抗のまま運輸省の言いなりになつておるなどという事はあり得ないと思ひます。この人たちは、ここでさういふことが問題にされることを非常に困ると言つていたのです。困るけれども、この末尾にも国際空港の問題で書いてあります。このコンサルタントの活動は、富里地区の問題、国際空港の設置が再燃して、本意見書は村当局の依頼によつてつくつたものであるけれども、国際空港の問題にこの資料が巻き込まれることは困るということを書記してあります。これはあなたのほうの、少なくとも農林省の技術者の諸君がつくつた資料なんです。これに基づいて、富里村の当局はいま自分たちの力で構造改善をやる、さう言つておるのです。県当局や農林省のお世話にならなくていい、自分たちでやる、さう言つて、自力での計画の資料としてこれを求めているわけなんです。さういふやうな農地をいま運輸省はつぶしてしまつておるわけなんです。しかも富里村の七百万坪の飛行場ができれば、これは運輸省が言つておるとおり、いま参事官は飛行場の位置がわからないと言つても、どんな位置につくろうとも、飛行場の用地が七百万坪なんです。それから、その周辺の危険の区域や騒音の区域を数えたら、富里村は壊滅するのです。なくなるので

す。これははつきりしているのです。したがつて、あなたが畑地、農地だけがつぶれるのじゃないと言つておるのは、それは現地を知らない、また運輸省の計画についてあなたが全然タッチしてないからですよ。運輸省の飛行場計画に対して、農林省はもっと真剣にどんでん発言すべきじゃないですか。さういふ点でひとつ伺つておきたい。

○飯谷政府委員 私どもも発言すべきことは十分に発言をするつもりでありますし、富里地域が畑作のいわゆる耕作地域として非常にりっぱなものであるということも十分に承知をいたしております。いまお読みになりましたことは、われわれも十分認めておる問題であります。ただ、申し上げたいのは、運輸省の言い分なりに農林省がなつておるといふやうな意味のおこはでございまして、さういふ問題ではない。運輸省とけんかをして問題が解決をするなら、これは坂田大臣先頭に立つてけつをまくつてけんかをしますよ。しかし、それは単に對運輸省としての問題ではなく、日本の国策の問題として取り上げられるとするならば、さうした大きな目的のために富里地域はまことに犠牲になりますけれども、その点を御了承いたして、さうしてその人たちが生きていくより以上の道を考えなければならぬということに思ひをいたさなければならぬじゃないかというふうに実は考へておるわけでございます。決して運輸省の言いなりになつておるといふわけのものではございません。その点をひとつ御理解いたされたかと思ひます。

○小川(三)委員 運輸省の言いなりという点で、一体、この飛行場の計画書あるいは位置の決定、設計図その他について、あなた方は少なくとも運輸省の航空局の関係者との間に討議をされたのかどうか。

○佐々木説明員 運輸省との話し合ひで、いまの七百万坪というのは、私も専門でございせんのでよくわかりませんが、滑走路の方向とか長さ

とか、さういふものがさういふふうに南北に行くとかいふことは、なかなか大きなむずかしい問題であるというやうな意味のことは聞いておりますが、具体的にどの区域がさういふやうなことになるというやうなところまでは、こまかくはまだ何も聞いておりません。

○小川(三)委員 何も聞いていないのが、私は運輸省の言いなりになつておると思ひます。結果としてさうなるのですよ。少なくとも農地を守り、農業を守る立場からするならば、さういふ最もいい畑作農業地帯である。東京都の人口五十万に野菜を供給していると富里自身が自負しているのですよ。その土地をつぶしてしまつておる運輸省の計画に対して、あなたの方で待つたもかけなければ、実情がさうであるという説明もしないといふことであるならば、これは運輸省の言いなりになつておる。結果的にはさうなるのでしよう。もっと積極的に運輸省の計画についてあなたの方で発言すべき責任があるのじゃないですか。

○飯谷政府委員 いろいろ御意見はあると思ひますが、御承知のように、この問題は、いわゆる羽田空港の現在の狭隘からさらに空港周辺に大国際空港をつくらなければならぬという、日本の国の大國策と申しますか、さういふ基本線に立つて、いろいろ専門的に検討されておる大きな問題であります。農林省の一役人が運輸省と土地がどうだこうだということをつかして言ひ合つて、さういふことで問題のけりがつくほど小さい問題じゃないと私は考へております。非常に大きな問題で、大きな問題だからこそ、七百万坪というものを犠牲にし、一村を犠牲にしなければならぬというほどの重大な問題に考へておるわけでありまして、さういふ点から考へますと、単に役人自身が運輸省といふ話しかつて解決する問題じゃないといふことは御理解がいたされると思ひますし、この問題自体が、実はここで議論すること自体、私もほんとうにもっと大きな立場で、大きな観点に立つて議論をして

らわれないと、ここで実は農地局を相手に議論されても、ほんとうは解決がつく問題じゃない。結局結論が出れば、われわれは農民のために最善を尽くすという方針で、それよりしかたがないじゃないかという考えを実は持っておりまして、私がここで反対とか賛成とか言ったところで、この問題がけりがつくほど簡単なものではないと思っております。これは御答弁としてはまことに失礼かもしれませんが、この点は小川さんも御了解をいただけるのではないかと思います。

○小川(三)委員 時間がありませんので、最後に伺っておきますが、あなたが、いま一人の問題ではない——もちろんそのとおり。しかし、あの航空審議会の答申を尊重すると言われども、航空審議会を運輸委員会に参考人として呼んだときに、現地など一度も調査したことがないとはつきり言っている。したがって、航空審議会の答申は、運輸省の航空局の役人がつくったものである。役人の諸君のつくったものに政府当局がはんろうされているのです。それで、役人の問題でなかったら、これは少なくとも坂田農林大臣は、運輸省当局と関係会議でどんな折衝をやっているのか、農林省としての立場を強力に主張しているのか、していないのか、あそこ農地はつぶしてしまってもいいんだということを簡単に言っているのだから、いんだか、それともそれは困るのだという点を主張しているのかどうか、その点を伺っておきます。

○飯谷政府委員 決して坂田農林大臣が無条件で賛成しているとは私は考えておりません。きょういろいろ御意見のありましたことは大臣にも十分お伝えいたしました。今後は農民の立場に立つて、どういふ決定をされるようとも、どういふ形になろうとも、農林大臣は農民の立場に立つて最善の努力を払うというところは、これは私が申し上げて差しつかえないものだと思います。

○小川(三)委員 運輸省へはもちろん、坂田農林大臣のところにも地元の人たちの反対書がいっているはずで、八百何名かの人たちが血書を書いて、陳情書がいつているはずで、ところが、一

番陳情を多くしている人は富里の反対同盟の副会長である久保忠三氏、この人は二百八回にわたって運輸省航空局、もちろん農林省へも行っているのです。そうして嘆願陳情を繰り返したにもかかわらず、政府が一方的に内定を決定した以上、われわれは死力を尽くして、この土地を守る、こう言っているわけなんです。したがって、この農民をあそこまで追い込み、農民も流血を辞さない——あなたのほうで現地を一度、少なくとも農林省当局は現地を見るべきです。現地を見ずに、航空局の役人のつくった意見書に従って、単にほうっておくということはあり得ない。少なくとも現地を調査するべきです。農林省が現地を調査しないなどというに至っては非常に無責任だ。いまからでもあの土地を十分に調査されて、農林省自体の対策方針というものを決定すべきだ。参事官は代替地が簡単にあるかのようには言っておりますが、千葉県のあの周辺地帯に代替地はありません。また富里にかわるような土地はあり得ない。農林省のこのコンサルタントの言によっても、日本にあればどの畑作農業地帯にないと言っているのですから、そのような土地を他に求めて、どこで得られますか。これは得られません。したがって、農民があの土地を死守するといふ考えになるのは当然なんです。政務次官、坂田さんお聞きせんけれども、農林省として、あの土地を現地調査されるべきです。その場合は私が御案内します。決してあなたたちに指一本でも触れるようなことはさせません。農民はそんな簡単に軽率盲動している人たちじゃないのです。ただし、ここではつきり言っておきますが、岐阜県の郡上のお百姓のような形に農民を追い込んでしまった責任は、少なくとも政府当局にある。しかも、重大な農地、農業を守るべき農林省の立場が、一度も現地も調査せずにほうっておくこと自体、私は、これについてすみやかに現地調査されて、あなたの方針をきめられたい、その点を申し上げておきます。

○飯谷政府委員 小川先生の御意見はよくわかりましたから、この点はひとつ大臣ともよく相談をいたしました。後ほどまた御返事を申し上げます。

○西宮委員 つい最近であります、栄養白書というものが発表されております。これは五月二十八日に発表になっておりますが、それを見ると、日本人の食料がだいぶ向上してきたけれども、特に劣っているのは、ビタミン食料が非常に不足しておることだということが指摘されておるわけなんです。その点が特におくれれておまして、過去五年間で全くふえていない、あるいは四十五年の目標に比べると、わずかに六、七割である、こういうようなことが、これは新聞記事でありますから、まだ本物が私どもにも入ってこないもので、私は新聞記事を見ただけであります。そういう点が指摘をされておるわけでありまして、したがって、これに対する対策は、当然に蔬菜なりあるいは果樹なり、そういう方面での対策を考えなければならぬと思うのですが、まず、それに対する対策といえますか、一言お聞きをいたしたいと思っております。

○小林(誠)政府委員 私まだ栄養白書を見ていないのでございまして、やはり大体の筋としまして、昨年の秋にいろいろな食料の調査をやったようでございまして。そのときに、野菜から補給されますビタミンCが多いと思いましたが、ビタミンCにつきましては、大体目標の九〇%くらいであつたというふうに出ておるわけでございます。もともと、これは秋口でございまして、野菜が非常に豊富なきときであつたというふうなことでもございまして、年間を通じてはございませぬが、確かにお説のように、まだビタミンの補給というものが足りないというのが現状でございまして。したがって、その補給源でございまして野菜の生産につきましては、今後ますます力を入れていかなければならないというふうに考えておる次第でございまして。

○西宮委員 そうしますと、現在ビタミンが足りない、そういう情勢のもとに、将来野菜の需要は相当大幅に伸びる、こういうふうに見込んでおるわけですか。

○小林(誠)政府委員 野菜の需要の関係でございまして、これはいろいろのものによつて違ふと思つておるわけですが、総体におきましては伸びるのだと思つておる。ただ、品目構成によりまして、たとえばトマトでありますとか、キュウリでございまして、そういうような家庭生活の食事が洋風化するによりまして、ものによつていろいろ違ふと思つておる。中には減少するものもありまして、全体としては、一人当たりの消費量という点で、需要というものは伸びるものと考えておる次第でございまして。

○西宮委員 これは私の常識であります、野菜の場合は多く伸びないのではないかと。なぜならば、日本人は今日まで野菜を相当多量に食ってきたわけなんです。したがって、野菜の一人当たりの需要が将来大きく伸びるというところは、あまり考えられないのではないかと。今後野菜の種類内容がかわつたり、これは当然あり得る、あるいはビタミンの不足ということからくる、たとえばくだもの需要というものが、相当広範に伸びるのではないかと。野菜としては、日本人の食生活からいって、ずいぶん今日までたくさん食つておるのですが、そういう点では、総体として伸びるというふうには見られないのではないかと。そういうふうに思いますが、どうですか。

○小林(誠)政府委員 果樹に比べれば、伸びないと思つておる。それともう一つは、果実を食べますと、これからはやはりビタミンの補給ができるわけでありまして、そういう意味におきまして、相互の代替関係にあると思つておる。三十九年でございまして、一人当たり約百キロ食べておるわけでありまして。数年前に比べまして、相当程度上がっておるというところ、そういう意味におきまして、従来の長期見通しの場合には、あまり伸びないのではないかと。そういう見通しを立てたことあるわけでありまして、それに比べましては相当伸びておるわけでございますので、そういう意味では

相当大幅に伸びる、こういうふうに見込んでおるわけですか。

今後とも伸びるであろう、しかし、その伸び率は果樹にはとうてい及ばないであろうというふうに考へておる次第でございます。

○西宮委員 いま私が申し上げたのは、要するに私の常識にすぎませんから、もっと科学的な調査をしなければならぬと思いますが、きのう配られた農業観測、これなどを見ましても、最近あまり生産のほうは伸びないわけですね。いわゆる西洋野菜みたいなものはかなり伸びておるけれども、全体としては伸びない。むしろ停滞きみだというように、特に特徴的に今度の報告の中にあつたわけですが、私は、その辺はこれから伸びるのか伸びないのか、これは今後の政策を進めていく上についての全く基本的な問題だと思ひますので、この点はひとつ十分に検討してもらいたいと思ひます。むしろ私の常識論でありますから、もっとよき根拠があればそれでけっこうだと思ひますけれども、伸びるというところを前提に行なつた施策が、かえつて今度は生産がだぶつてしまふというふうな結果になるおそれがある。だから、これはそういう見通しをその意味で十分厳格にやつてもらいたいというところを要望しておきたいと思ひます。

ところで、生産が相当過剰になるというか、相当生産がふえるんじゃないかというふうに考えられますのは、今度の新しい政策で価格が安定する、いままで生産にブレーキをかけておつたのは、むしろその価格が動揺するといふ点にあつたと思ひます。今度の政策で価格が安定するといふことになると、それだけでも生産は相当に伸びるのではないかと、それだけに思われるわけですが、したがつて、そこから生産が需要を越えるというふうな問題が起これば、その心配はありませんか。

○小林(誠)政府委員 価格が安定いたしましたれば、農家所得も安定するわけでございますが、したがつて、安心して野菜がつくれるということから、これは伸びる要因にならうと存じます。その結果、生産が需要を越えるのではないかと、

ことでございますが、現在のところ、野菜は非常に生産が伸びておるわけでございます。この四十年で、これを戦前に比較いたしますと、約七十七の伸びになっております。また三十五年に比較いたしますと、約三〇％くらい伸びたわけになっておるわけでございます。ところが、価格は三十五年に比較いたしますと、それだけの段階で約倍になっておるということから、まだいまの段階におきましては生産が需要に追いつかないということであらうかというふうに考へるわけでございます。

○西宮委員 今日まで生産を妨げておつた最大の要因あるいは最大の要因の一つが取り除かれるわけでありまして、その意味で生産が増加する、あるいはいままで遊んでおつた土地などが都会地周辺にもずいぶんあつたはずですが、そういうものが全部動員されるといふことになつて、それで生産がふえる、したがつて値段が下つていくというふうな心配が出てくるんじゃないか。そういう値段が下つていくというふうなことがなつた場合、今度は協会のその値下がりを防ぐための役割りを果たすわけですが、その際、その協会の負担し得る限度ですね。つまり、非常に大幅にその負担し得る限度が起これるということになつたときには、どの程度協会がそれに耐え得るか。

○小林(誠)政府委員 現在予算措置をしております金におきまして、大体三品目でございますが、それについての対象の数量と申しますか、これは三十四万トンでございます。その三十四万トンの対象数量につきまして、過去五年間に一回くらい暴落があるわけでございますが、その暴落については十分耐え得るだけの資金量が準備してあるわけでございます。

○西宮委員 協会の問題については、従来のタマネギ、カンラン等の実績等もありますから、なおもう少しお尋ねしたいと思ひますが、私は、さっきの価格安定が誘因になつて、生産が増強するという問題、あるいはさき言ったように、大都會周辺に遊んでおる土地がたくさんある、そういうものが野菜の生産に動員されるといふことになる

と、大消費地周辺に相当な供給量が出てくる、したがつて、地方の指定生産地は相当引き合はれないというふうな問題、あるいはそれがさびれてしまふというふうな問題も想像できるし、あるいはまた逆にその大消費地の値段が安定しているの、地方の生産品も全部そこに殺到してくる、そうなりますと、地方での需給関係が逼迫してしまふ、こういう問題なども想像されると思ひますが、そういうふうな起これる情勢に対しての見通しはどうですか。

○小林(誠)政府委員 近郊野菜でございますが、現在のところ、軟弱野菜が中心でございます。やはりそういう意味におきまして、従来は近郊地帯でいろいろな野菜がつくられておりましたけれども、たとえばキャベツであるとか、高原白菜であるとか、それぞれだんだん地帯が移動して行つておるわけでございまして、そういう意味で、近郊地帯と遠隔の産地というものにつきましては、その地域の労働事情等いろいろございまして、そういう分化も行なわれているのが実情だと存じます。近郊地帯が、野菜におきまして、これまで土地の壊滅でございまして、かえりまして、いろいろな事情がございまして、だんだんその生産が停滞し、あるいは減少して行つておるというのが実情でございます。野菜価格が安定されれば、当然近郊地帯で野菜が生産される、あるいは生産が伸びるというところとは考えられるのでございまして、その結果、指定産地の野菜が引き合はれないというふうなことはならないのではないかと、いふふうに考へるわけでございます。

それから、大消費地に出荷されることによつて地方市場が圧迫されるのではないかと、いふ問題でございますが、これは、大消費地は大体全国の野菜の価格を形成するといふような指導的な役割りを果たしておるわけでございます。大消費地の価格が安定すれば、地方都市の価格も安定するといふことになりまして、また指定産地で生産されます野菜の相当部分は地方都市へも出荷されることがなるわけでございますので、指定産地の

の生産が安定すれば、当然地方都市に対する出荷も安定するといふことにならうかと考へております。相互の利害が相反するといふことはないので、はないかというふうに考へておる次第でございます。

○西宮委員 先ほどお尋ねをした協会の問題でございますが、いままでありました二つの協会が相当の資金の残がありまして、これを新しくできた協会に引き継ぐといふことになっておるのですけれども、これなどは従来そういう意味での役割りを十分果たしておらなかった。つまり、安定価格、保証価格ですか、これがむしろ非常に安過ぎて、それがために十分生産者の損失を償つてこなかったのではないかと、いふような感じがするので、その点はどうか。

○小林(誠)政府委員 現在タマネギと白菜についてそれぞれ財団法人で仕事をやつておるわけでございますが、過去におきまして二億六千万円ぐらゐの交付金を交付しておるわけでございます。それにつきましては、価格下落時に農家に対する打撃を緩和したといふ役割りは十分果たしていただいたといふふうに考へるわけでございます。今回野菜の対策を本格的に実施しますにあたりまして、これらの協会を統一することによりまして、従来二つでありましたことによつて発揮できなかったような機能をやはり大きなものにして発揮したいといふことで、出荷者団体が自主的にこれをつくりました場合に、国がいろいろ補助するといふたてまえにしたわけでございます。決してこれまでの協会がその機能を果たし得なかつたといふことではございません。

○西宮委員 調査室からもらつた資料であります、これには昭和四十年は二つの協会とも交付金を出していないといふような数字になつておるのですが、これは何か理由というのか、私の見方が悪いのか、それはどういふ意味でしょうか。

○小林(誠)政府委員 昭和四十年には出しておりませんが、三十八年と三十九年に出しております。

○西宮委員 そうすると、昭和四十年の分はどいうことになるのですか。

○小林(誠)政府委員 昭和四十年には幸いにして交付金を交付するより下落が起らなかったというところがございます。

○西宮委員 そういふ該当が全然なかったというならば、それはたいへんけっこうだということも言えるのかも知れぬが、いわゆる保証価格が低過ぎて、そのためにそれに該当しなかったのだ。これだけの広い範囲でやっていたら、それに該当する事項が全然ないというようなことでは、ずいぶんわれわれの常識に反すると思うのですが、そういう懸念はありませんか、低過ぎたために出なかったのだということ。

○小林(誠)政府委員 四十年は御案内のとおり、御売市場価格が総野菜につきまして四十三円というところで、三十九年に比較して非常に高い水準にございました。その対象になっておりますキャベツとタマネギにつきましても、前年に比較して相対的に高い価格にございましたので、決して保証価格が低いからこれが交付されなかったということではございません。

○西宮委員 大臣にお尋ねをいたしますが、六月一日の新聞によりますと、六月一日に院内で経済閣僚協議会を開いて、そこでいろいろ経済問題を——いまもやっているわけですが、その中で特に問題になりましたのは野菜の問題で、それに対して、生産対策に力を入れるとともに、生産地と消費地を結ぶ流通過程にも問題があるので、機構と制度の両面から抜本的な再検討を加えるべきである、こういうことを、これは新聞によると自民党の田中幹事長、前尾総務会長ということになっておりますが、そういう意見を発表しておられるのであります。これはことしの六月一日の経済閣僚懇談会でありました。しかし、私は、そういうところでは、いま十分に、生産地と消費地を結ぶ消費過程に問題があるからそれを検討しろとか、あるいは生産地対策に力を入れろ、こういうことを言っている程度では、ずいぶんこの経済閣僚懇談会なる

ものも野菜に対する認識が足りないというか、手当てが非常におくれているという感じがするので、いかがですか。

○坂田国務大臣 この野菜問題については、現在いわゆる指定産地の生産及び出荷に関する近代化をはかつて、いま御質問をいたしておるような問題についての振興をはかつておるわけでございます。これは根本的なことでございまして、これと、いままでの制度は相当の効果をあげておられますけれども、もっとこれは制度を拡大強化していく必要がありまして、本年予算を拡大もいたし、またいろいろ御質問の点についても、お答え申し上げたように、予算も拡大し、そうしてなお法案をいま御審議を願っておるというのでございます。ところが、御存じのとおり、野菜の問題は、その出荷の面についてはいま御審議を願っておるが、その出荷後におけるいわゆる消費者に渡るところの問題という点は、これは昭和三十八年以来検討が加えられて、そして市場に對する、あるいはまた小売りに對するいろいろの施策を講じ、また手数料も、いま御存じのとおりくたものは七分五厘、それから野菜は八分五厘に下げるといふような手当ては拡大したわけでございます。ところが、物価のいろいろな変動を見ますと、やはりそれによって相当緩和をされておる。たとえは四十年のときよりも、四十一年、今年の場合には、相当やはり消費者に對する価格も下がっております。その点は、去年に比較しますと非常によく進められておるといふことはそのとおりでございます。するが、なお一般の物価から見ますと、野菜のごときもあるいはその他生鮮食料品といふものは、一般の物価の変動よりも非常な変動が激しいというところは、これは御存じのとおりでございます。で、そういう激しい、むしろ激しい問題ではあるが、これはひとつさらに一段この問題を検討してまいりたいというので、こういう点、こういう点、いま御質問のあったような点について、さらに一段の検討を加えようじゃないかということで進んでおるようなわけでございます。

○西宮委員 相当いろいろやって、しかもその実績をあげている。しかし、大事だからさらにさらにこれに力を入れるよう、こういうことで問題にしたのだということであれば、これはいまの御説見ただけですが、新聞によると、そういうことが初めて強調されて、みんながそれで感心しているというふうな——感心しているとも書いてないけれども、そういうふうに新聞で読めるので、いまだごろそういうことが閣僚会議で問題になるというのでは、まことに過ぎるのではないかと、このことを指摘をしたわけでございます。

なお、その問題等について、あとでまたもう一ぺんお尋ねをします。局長でけっこうですが、今度のこの法律のたまたまが非常に天下り式なコントロールのしかただといふふうにわれわれは感ずるのです。たとえばその生産地を大臣が指定をしたり、あるいは知事が申し出るという場合もあるわけですが、それにしても、生産者あるいは生産者の団体、その意思が積極的に発動するという面はないわけですね。それがずいぶん天下り式だと思ふのですが、その点どうですか。簡単に答えを願います。

○小林(誠)政府委員 私は天下り式だとも考えておりませんが、実は近代化計画を立てます場合には、農業団体の意見を聞くということになっております。また資金協会にしまして、これは出荷者団体が自主的に組織します場合に、これにつまましていろいろ援助をするというたてまえをとっております。したがって、そういう意味におきまして、農業者並びに農業者の組織する団体が自主的な活動といふことを合わせまして、この法の目的を達するものだというような考え方で、法案の仕組みも必ずしも天下り式にはしてないといふふうに考えておる次第でございます。

○西宮委員 いま局長の言われた近代化計画の場合には、地元あるいは農業団体、生産者団体の意見を聞くのだといふけれども、これは局長も言われたように、近代化計画についてだけですからね。

近代化計画について意見を聞くというので、たとえばそういう生産団地にしてもいいとか、もらいたくないとか、そういう意味での意思を聞く場合は全くないわけですか。

○小林(誠)政府委員 生産地の指定のあとに、都道府県知事は計画を立てなければならぬということになっておまして、その計画に基づきます事業は、主として農業団体が行うことになっております。したがって、指定の段階におきましても、当然農業団体なり、あるいは農家の意思に反して知事が指定産地の申請をするとか、そういうことをいたしまして、決してその事業は円滑に動かないわけでございますので、そういう意味におきまして、当然農業団体の意思を反映した指定産地の申請なり、また農林大臣から指定産地の指定について都道府県知事の意見を聞きまします場合にも、知事が意見を述べます場合にも、農業団体の意見は当然反映されるものというふうに考えておるような次第でございます。

○西宮委員 実際の実施にあたって、そういう点を十分配慮してもらいたいと思ひます。ところで、第五条の、知事は大臣に對して申し出ることができる、この申し出といふのは、申請とは違ひわけですね。これはどういふ性格のものですか。

○小林(誠)政府委員 申し出をする場合は、これは指定産地の条件に適合している、自分としてもこれは指定したいという場合に、都道府県知事が申し出るということになっておるわけでございます。当然、知事からその申し出がございすれば、その要件を審査いたしまして、それに合致いたします場合は、農林大臣が指定するということになると思ひます。

○西宮委員 つまり、この五条の知事の申し出は、大臣が拒否するということはありません、法律のたてまえ上そういうことは全然ないということですか。

○小林(誠)政府委員 この第五条でございますが、申請の場合は、当然この要件をいたしまして、

全体の需給事情というものも考慮して、指定産地を指定しなければいかぬということになっておりますので、そういうことも勘案いたしまして、なお、その指定産地が具体的に第四條の二項の各号に列記してありますような要件を備えます場合は、これは指定するということになります。

〔委員長退席、大石(武)委員長代理着席〕

○西宮委員 それでは第四條の四項の場合あるいはさらに第五條の場合、つまり、知事が意見を申し出る場合、その際は、農業団体、生産者団体の意見も聞く、こういうことを法律上も明確にすべきだと思ふのだが、どうですか。

○小林(誠)政府委員 ここでは特に法律にその規定を明確にしなくても、当然近代化計画なり、あるいはその事業の実施という段階において、農業団体の果たすべき役割りが大きいわけでありまして、この点について特に法律で規定しなくても、その間はスムーズにいくなかというふうなことを考えた次第でございます。

○西宮委員 つまり、法律に規定しなくても、実際上の扱いでそれは必ずそうする、こういう意味ですか。

○小林(誠)政府委員 法律に規定してありませんから、必ずそうするといふ義務規定ではありませんけれども、当然その点については関係団体との間で意思が疎通するように十分配慮されるものというふうな考えでおるわけでございます。

○西宮委員 その近代化計画でありまして、第一、近代化計画の内容が、ここに羅列してありますけれども、たとえば作付面積云々の、土地改良だの、いろいろあるけれども、あえて近代化といふほどの内容でもないように思ふのですけれども、それで、あるいは「農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項」というんだけれども、実際にどういふことをやろうとしておるのか、あるいはどういふ機械を備えつけさせようとしているのか、そういうことも実はもう少し詳しく聞きたいところなのです。ただ、それをやっていると時間が足らないと思うので、残念ながらいまここで問

答できませんから、あとでこれはよく聞かしてもいいかと思ふのです。

そこで、いわゆる近代化計画を実施する主体はだれのですか。計画は知事がつくる、しかし、近代化を進める主体はだれのですか。

○小林(誠)政府委員 近代化を進めます主体でございますが、これは土地改良につきましても土地改良区というところにならうかと思ひます。それから、共同施設のなにもにつきましたは、農協でございますとか、あるいは場合によりましては市町村ということもあり得ると思ひますが、そういうことで、いずれにいたしましても、農民が組織いたします団体が、主としてこの事業の実施主体になるものというふうな考えでおる次第でございます。

○西宮委員 そうしますと、実施をする主体は、いまお話のように土地改良区なりその他そういうものが担当する、計画をつくるのは知事だということになると、ずいぶんちがひがあると思ふ。知事はかつてにつくつていいたわけですね。それで、そのつくつた計画に従つてやるかやらぬかは、別な独立な人格ということですか。

○小林(誠)政府委員 知事がかつてにつくるのはございまして、関係市町村及び農業団体の意見を聞くといふことで、農業団体の意見を十分反映するように計画がされるというふうな考えでおるわけでございます。ただ、これを都道府県知事といひましたのは、当然事業の実施主体が土地改良区でございますとか、市町村でございますとか、あるいは農協といふような関係になります。しかも私たちが考えておりますこの指定産地の規模でございますが、これは一市町村内の場合ではございまして、数カ町村にまたがる問題でございまして、したがって、それを統合する意味におきまして、都道府県知事が関係団体の意見を聞いて適切な計画を立てることを期待しているような次第でございます。

○西宮委員 次に、これは大臣に全体的な御意見を聞きたいと思ふのですが、私は、今度のやり方が

全体的な、総合的な構想といふのですか、いわゆる総合性でもいふのですか、そういう点が欠けているのではないかと気がするわけです。内容的にはあとで局長から聞いてもいいと思ふのですけれども、それに対する大臣の考え方を聞きたい。たとえば野菜の種類について言つて、特定の野菜を対象にしておるわけですね。しかし、人間の食の野菜は、何もそれだけでなく、ほかのものでも代替をしても一向に差しつかえない場合が非常に多い。それから全体の野菜をどういふふうにするにらんで、あるいはどういふふうな把握をして対策を立てるのかという問題、それから地域的に言つて、ならば、特定の指定産地は指定をされるけれども、しかし、あるいは教府県にまたがって、あるいはまた全国的にどこでどのようにコントロールされるのかといふことがわからない。三つ目には、たとえば従来系統農協がやつております野菜団地といふのがあるわけですが、そういうものとの関連性もない。四番目に、野菜の中でも加工ものがあるわけですね。生食野菜についてはここで問題にされておるけれども、加工ものも大量のものが売られておると思う。そういうものについての対策がない。そういうことをいろいろ考えてみると、全体として総合性がないといふことが言えると思ふのですが、大臣のお考えはいかがですか。

○坂田国務大臣 その点は非常に大切な問題だと思ひます。したがって、この野菜の種類等につきましても、それはできれば全体でもいいわけでございますけれども、もう西宮委員も御存じのとおり、野菜についてはあまりごまかしたところまでやつても、これはなかなか効果があげられませんが、大体いまのところ、全体の野菜の半分以上というところをねらいとして第一段は出発していき、こういふのであります。そのうちにまた検討を加えて、だんだんと能力がふえてまいりますと、それに応じてふやしてまい、こういふ考え方でございまして、いまのところそういう程度で、こゝしも二つばかりふやしたといふことで進んでおるわけでございます。

それから、この消費地帯につきましては、四大都市、こういふのであります。大体四大都市でいきますと出荷量の八分の三くらいになるわけでございます。それで一番問題は、この地帯が一番困つておる地帯でございます。それからまた、この地帯で価格がきめられますと、一般の地方市場等においては大体これに準じて、もちろん例外もございまして、準じて価格がきめられるという実態でもありますが、まず、この四大消費地帯を見ていくのがよろう、こういうことで進んだわけでございます。これらの問題は、さらにいろいろとその後における経験その他を生かしながらまた前進することは考えていく必要があらうかというふうな考えでございます。

それから地域的と全国的、たとえば全体をどう統制するかという問題でございますが、これは需給調整の問題あるいは生産調整の問題等については、全国的にこれらの問題を農林省が中心になつて、あるいは地方農政局が中心になつたりいたしまして、それらの需給関係を、十分必要な時期ごとに会合いたしまして締めくくつておるようなことに相なつておるわけでございます。

それから系統農協の野菜団地の問題でございますが、今度、政府といたしましては、百九十八であったものを三百十といふところへ伸ばす、将来は五百幾らに伸ばすわけでございますが、今度それをふやすことによりまして、若干の相違はございますが、野菜産地が大体入つてまいらうと思ひます。若干例外的なものは出ると思ひます。それから加工のものについてでございますが、これは完全に加工用として分かれておるものについて、今回は入つておりません。しかし、加工と消費といふものがござつておつて区別ができないといふものについては、同様に取り扱いという方向で進んでおるわけでございます。

○西宮委員 いま大臣からそれぞれの項目についてお答えをいただきましたけれども、その中の、たとえば全国的な統制をとる、統制といふことは適当じゃないかもしれませんが、調整をはかる

ということとは非常に重大な問題だと思ふのです。それを国あるいは出先である農政局、そういうところだけで各農協のコントロールというところも十分にできるのかどうか。私は、むしろ現在ある農協団体の組織、そういうものが各農協単位でも全国単位でもあるわけですから、そういうものを活用することによって、そういう団体の責任においてやらせるということにしたほうが、より能力が上がるのではないかと気がしますが、どうですか。

○坂田国務大臣 お答えいたしますが、そのとおり進めてまいりたいと思ひます。ただ、締めくくりに申されたので、農林省なりが、話し合いをやる中心になつていきまされども、農協団体の問題の打ち合わせとか、あるいは中心となつて話を進めてまいりたいことは、過去において、もとの農会が中に入りまして非常によくあつたをやつたという歴史もございまして、また現実においてもそれをやっておりますので、そういう姿において進めてまいりたい、かように考えております。

○西宮委員 もしそうであるならば、そういうことを法律の中にも明らかにしておいたほうがいいんじゃないですか。

○小林(誠)政府委員 法律の中にこれは特にうたいませんでしたが、農協につきましては農業協同組合法があるわけでもございまして、その中では、農民の自主的な組織として経済活動をする、それについて十全の働きをしてもいいというのが農業協同組合法のためでございます。したがって、この野菜について特にその点をうたわなかったわけでもございまして、この中にございまして、それぞれ共同販売組織という点が近代化計画の中にも出てまいります。また、資金協会のメンバーとして農協というのが出てまいりますのでございまして、そういう意味で随所に出てまいりますけれども、農協が野菜を取り扱うべきであるというように訓示規定は、特に置かなかつたわけでもございまして、

たわけでもございまして、現行法を活用するなりあるいは農協上の運営でそういう点を完全にやつていきたい、こういうことでありますから、私はそれに期待をすることにいたします。

次に、いわゆる計画生産、計画出荷、その責任者はだれだ、にない手はだれだということなんです。たとえば農協あり商協あり、あるいは個人あり、生産地の中にもそういう維多的なものがたくさんあると思うのですが、そういうものを全部を一つの計画にのけるというよりなことをどういうふうにしていくわけですか。

○小林(誠)政府委員 お説のように、農協が大部分でございまして、あるいは出荷組合もございまして、商協もございまして、農協の関係につきましまして、それぞれ独禁法の適用除外になつておるわけでもございまして、農協が販売につきましましていろいろ指導する、あるいはその間で計画出荷をするというところは、独禁法の適用除外になつております関係上、その線でできるわけでもございまして、また、商協につきましても、そういう意味では独禁法の適用除外になつております。ただ問題は、全国調整というお話でございまして、ただ問題は、先ほども申しましたように、全国で出荷調整の協議会あるいは各ブロックで出荷調整の協議会、あるいは四大消費地域ごとにそれぞれの協議会をやるというよりな、ところによつてお互いに情報を交換し、どのように出荷を調整すれば一番均等に野菜が指定消費市場に流れるかということがおのずからきまつてくるのではないかとふりふり考へておるわけでもございまして、先ほども申しましたように、農協の系統組織の活動ということに期待をいたしておる次第でございまして、

○西宮委員 私がお尋ねをしたのは、いろいろ農協なりあるいは青果物の特殊の組合なり、出荷組合なりその他いろいろな団体がある。そういうやつ全部をひっくるめて、それをどこで調整をはかるのかということなんです。

それから、ついでにもう一つお尋ねをしたいと思ひます。五十九条に勧告のできる場合があるのですが、これは「計画的な出荷に必要勧告」ということで、生産について勧告をするということではないんですね。その点、その関係はどうなるのですか。

○小林(誠)政府委員 生産につきましましては、都道府県の近代化計画の中に、その前提となります作付面積、生産数量というのにつぎまして個々に都道府県知事の立てます計画のつておるわけでもございまして、ただ、どういふ場合に勧告するのかわかりません。ただ、当然共販組織ということでは必要ないわけでもございまして、先ほども申し上げましたように、当然その系統農協の組織の活動というものを期待いたすわけでもございまして、何らかの事情でそういうよりな共販体制というよりなものがない、計画出荷というものができないというよりな場合には、そういう計画出荷をするようにという勧告、あるいは計画出荷をいたしましてもしも事態が克服できないというよりな場合には、たとえば農協、商協それぞれの系統に對しまして勧告をするというのを考えておるわけでもございまして、その根本をいたしましては、やはり農協の自主的な活動というものをとおきまして、農林大臣あるいは都道府県知事からの勧告が行なわれるということを考えておるよりな次第でございまして、

○西宮委員 実際問題として、毎日毎日の、その日その日の荷動きあるいは値段の動き、そういうものとの関連において荷動きを指図をしたり、さばいていくということはどうしてやるのか。その団体は、さつきお話のように、農協ありあるいは特殊農協ありあるいは商協あり、その他いろいろそういうものがあるわけなんです。実際、きょうはどこへ出したら一番高いんだといったようなことを、現実にその日その日の荷さばきの指導という調整というのか、そういうことをやつていくのは、だれがやるわけですか。

○小林(誠)政府委員 現実の状況を見てみますと、それぞれの系統農協でございまして、あるいは場合は、特産品につきましましては県がその指図をやつておるという場合もあつるかと思ひます。いずれにいたしまして、全国的なそういう荷動きの問題につきましては、行政のルートで適切な措置を講ずるということとは非常に困難な問題でございまして、むしろそういうよりな仕事は、系統組織をもつてやるべき仕事だろつというふうな考へておるよりな次第でございまして、

○西宮委員 先ほどお尋ねをした例の五十九条です、これは、私も聞いておるところによると、いわゆる団体交渉を、果樹の場合には加工用について設けました。そういう考へ方であったのを公取で拒否されたというふうな聞いておるのですけれども、そのいきさつはどういうことですか。

○小林(誠)政府委員 当初、原案におきましては、農協なりあるいは商協は組織も違ひますし、そういうことも考へたことがあつたわけでもございまして、これは独禁法の適用除外になつておるわけでもございまして、そういう意味におきまして、むしろ農協組織の自主的な活動に期待したほうがいいんじゃないかということから、政府の最終原案におきましては、先ほどお述べになりましたような独禁法の適用除外規定は設けなかつたような状況でございまして、

○西宮委員 その実際の現場の担当者として、あるいはその指導員であるとかあるいは情報連絡員、こういうものを置くという構想ですが、これにどういふ期待を持てるか。これは現にある人を委嘱をするというだけのものですね。そういうことでどの程度、これから発展的な期待が持てるかという……。

○小林(誠)政府委員 この指導員でございまして、これは指定産地に一名ずつ置くという計画になつておりました、御存じのように指定産地は数カ町村にまたがるものでございまして、現実におきまして、生産それから出荷というのにつぎましてお世話をするということを考へておるわけでも

ざいます。したがって、そういう意味におきまして、現地に近い農協連の出張所あるいは支所というところに置かれることを期待しておるわけでございます。なお、情報連絡員は、各単協ごとにそれぞれその職員の方になっていただくことによつて随時適切な情報を得るというのを目的としておるわけでございます。指導員、情報連絡員という方が現地におきまして時々刻々変わります野菜の現地の事情というものについて連絡していただくと同時に、現地の単協についてそれぞれ指導していただくというのを考えておる次第でございます。

○西宮委員 局長は全体を通して非常に樂觀的な見通しで、全部が非常にスムーズにいくというふうに考えておるようには思ふのだけれども、たとえはいまの問題等についても、ただ現におる人に片手間をお願いするということ、別に新しい人を任命するわけでも何でもありません。ただ、従来おる人に片手間にやってもらうというにすぎないのだから、私もはなかなかに局長の言うような、そういう期待は持てないのじゃないか。そういう点、さらにあとで詳しくまた伺いたいと思ひますが、大臣にひとつ御意見を伺いたいと思ひます。

それは、蔬菜関係だけを見てもさういふいろいろな問題が論議されておるわけです。一カ月の間だけで、一カ月にも足りないと思ふのだけれども、五月の下旬から今日までの間に新聞に載つたものだけを拾つてみても、さつき申し上げた経済関係閣僚協議会であるとか、あるいは物価問題懇談会であるとか、価格安定緊急対策会議であるとか、各省の物価担当官ですか、そういうものであるとか、まだほかにもたくさんあるはずなんですが、とにかくさういふものが至るところにある。野菜問題で百家争鳴の観があるわけです。それは決して悪いことではないと思ひますけれども、それでは一体野菜について責任を負うのはだれだ、こういうことを私は感ぜざるを得ないわけです。大問題には相違ないが、あまりあちこちでみんなが大騒ぎをしておつて、その責任の所

在がどこにあるのだということが不明確になつてしまふのじゃないかという、むしろ懸念があるわけですが、大臣はどういうふうにお考えですか。○坂田国務大臣 これは先ほど私も私から御答弁申し上げましたとおり、いま、昨年から比較すれば非常に好転したのは事実でございます。したがって、その点についてさらに一段と、今度は生産地の生産及び出荷の問題についてしっかりとやらなければならぬという実態にあることはおっしゃるとおりでございます。それらについていま御審議願つておる、こういうので、これが基本であります。

それから流通の問題につきましても、昭和三十一年以来でありますけれども、特に三十八年以来改正を加えてきておるわけでございます。この点も、決して問題をゆるがせにしたことではないのでございすが、さらにこの際、消費者に対する物価の全般的な見方というものが必要であること、これは言うまでもございせん。さういふ意味で、野菜といわず、すべてにわたつての、消費者全体から見ての問題を見てまいりたいということから、まず最初野菜が問題になりました。それで企画庁において消費者の物価は一体どういふことに相なるか、さういふ問題に進んだわけでございます。

したがって、いま新聞はいろいろ報道されておりましたけれども、それらについてどういふ点がなお検討を要するかという、消費者物価全体についての問題としてこれが述べられておるのでございまして、そのうちの一番最初に生鮮食料といふものがまゐつたのでございまして。これは御存じのとおり、昨年と比較いたしますと著しく改善されておるのは事実でありますけれども、しかしながら、また全般的に見てのパーセントの面から言つて、やはり生鮮食料品の上がり率が、改善はされておつてもまだなお大きいという点がありますので、まず最初にこの問題が取り上げられておるという実態でございます。これらの問題につきましましては、いまこの出荷の問題のみならず、消費全体にわたつて農林大臣が責任を負うことは言

うまでもございせん。

○西宮委員 最後に農林大臣が責任を負うんだというところでありますから、私は、その点をさらに確認をしたいと思いますか、さういふ考え方を強く持つてもらいたいと思ひますが、要するに、質問を終わりにしたいと思ひますが、要するに、いまお話しのように、企画庁がこの問題を取り上げたり、あるいは官房長官が主宰する会議があつたり、あるいはその他民間有識者を集めての各種の委員会、審議会があつたりして、至るところで野菜野菜といつて、全く野菜で大騒ぎをしてゐるわけですか。さういふ中であつて、だから、へたをする

とあつちでもやる、こつちでもやるということ、責任の所在がぼけてしまふ、さういふ懸念がなきにしもあらずだと私は思ふのです。ですから、少なくともこの野菜の生産並びに出荷あるいは消費の面に至るまでの指導、さういふ点は最後まで農林大臣の責任にあるんだということを明らかにしまして、これに全力をあげてもらいたい。つまり、責任があつちこちに分散をしてしまつて、そのために農林省の責任が希薄になるといふようなことであつてはならぬ、さういふことを申し上げたい。特にそれについて大臣のお考えがあれば聞かせていただきます。

○坂田国務大臣 別にありません。農林大臣が責任を負うことを繰り返して申し上げますが、いま申しますことは、消費者全般を見る場合の点について、全体として各省はばらばらに消費者問題も一緒に見ておる、それを全体ひくくめてどう考えるかという問題をいまやつておるのでございまして、その一番なには、やはり改善されたといえども一番上がり率の大きいものから着手をしておるということでございます。さういふ調査をするといふことについて全般的な問題が重要になつてまいつたといふことでありますので、この野菜全体についての責任は農林大臣にあることは、これは言うまでもございせん。その点重ねて申し上げて、御了承を得たいと思ひます。

またが、他日、もし時間がありましたら質問をさせていただきますことにいたしました。きょうはこれで終わります。

○大石(武)委員長代理 本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたします。

午後一時二十五分休憩

午後二時四十九分再開

○宣成委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

野菜生産出荷安定法案を議題とし、質疑を続行いたします。兒玉末男君。

○兒玉委員 最初、国鉄関係の問題についてお尋ねしたいと思ひます。

第一点は、先般の野菜の価格の追跡調査等によりまして、野菜価格の中に占める運賃の割合、これはもちろん国鉄だけではないわけでございますけれども、やはり国鉄としまして、特に生鮮食料品は国民生活に与える影響は大でありますし、先般の運賃の改正等の際においてもこれらの点は十分配慮されておると思ひますが、現在の国鉄の生鮮食品の中でも野菜類等の輸送については運賃対策上どういふふうな配慮がなされておるのか、この点、まずお伺いしたいと思ひます。

○今村説明員 お話のとおり、国鉄といたしましても野菜類の国民生活におきましますウエイトを考へまして、今回の運賃改正についても特別の措置をとつたわけでございます。御承知のとおり、今回の運賃改正におきましては、平均一七・二％の貨率のアップをお願いしたわけでございますが、その他に、貨物の問題といたしましては、等級の改正なりあるいは運賃計算、重量の変更なりというふうなことで、野菜も計算どおりにまいりますと二五％ないし三五、六％というふうなアップ率になるわけでございますが、これを、このままでは非常に国民生活に大きな影響を与えさういふことで、実質一五％ぐらいのアップ率になるようにというところで割引をいたしまして、いささかでも

値上げが価格に影響しないようにということで配慮いたしたわけでございます。

○児玉委員 次にお伺いしたいのは、先般国鉄から出されている資料等によりまして、特に貨物列車等の輸送時間を短縮する、こういうことが表現されておりました。現在、科学技術庁等においては、冷凍輸送等のための輸送船の計画等も、いま試験的段階でありますけれども、経費の節減なりあるいは生鮮食品等の輸送に対して非常な意欲を持っているわけですが、国鉄の考えている輸送時間の短縮ということ、具体的にどういうふうな計画をお持ちなのか、また、輸送時間については大体どの程度を目標として輸送時間短縮を検討されているのか、この点お聞かせいただきたいと思ひます。

○今村説明員 輸送時間と申しますか、私ども今度の第三次長期計画におきましては、いままで非常に輸送力が不足いたしておりましたので、量的な輸送にだけ追われて、質的な輸送ということが十分でございまして。したがって、今度第三次長期計画でかなり輸送力もふえますので、質的な輸送に重点を置き、いままで原材料も製品も同じような輸送方式をとっておったわけでございしますけれども、それぞれの製品に応じた輸送をやつていこうという態勢でおるわけでございします。したがって、生鮮食料品につきましても、私どもとしてできるだけ輸送スピードを上げることが眼目としておるわけでございします。これは、第一には、高速列車の運転でございします。これは御承知かと思いますが、現在、貨車のスピードは一時間六十五キロでございしますけれども、今回は百十キロのスピードが出せる貨車を開発いたしました。この高速スピードによる列車を運転いたしました。主としてこれは生鮮食料品あるいはコンテナによる雑貨輸送に当てたいという考え方でございします。これによりまして九州から東京市場向けの、現在三日売りが二日売りになるということが可能になるわけでございまして、こういう点で、流通界全体としても非常に大きなプラスに

なるのじゃないか。これが第一点でございします。第二点といたしましては、現在の六十五キロしか走れない車を、これは非常に専門的になります。が、バネを改造いたしました。二段リンクの貨車にいたします。これを大体四十一年と二年ぐらいで全部改造いたしました。十トン車がございします。これはもう改造することが非常に困難でございします。十トン車は別にいたしまして、中型車以上の貨車を全部七十五キロ以上のスピードが出せるように改造いたします。そういたしますと、四十三年の時刻改正からは貨物列車も旅客列車と同じようなスピードで走れるということ、これまたかなりスピードアップになるのじゃないかと思つておられます。

全体的にはそういう方向、それから特殊的には、そういうハイスピードの貨車を開発してやつていくということ、われわれも流通問題全体に寄与したいということで考えておるわけでございします。

○児玉委員 次には、やはり生鮮食品の一番大事な点は、いかにして鮮度を保持しながら短時間に輸送するかというところに問題があるわけですが、いまでも、先般の説明でも若干は聞きました。が、いわゆる貨物の輸送形態の改善、いわゆる貨車等のもので通風車一本やりから冷凍輸送、こういうような方向に改善するようないことも聞き及んでおります。特に、今回の野菜法案の提案を契機として、国鉄の輸送に依存する部門は依然として相当の量があると思うのですが、そういう輸送形態の改善ということについてはどういふふうな措置をとられようとしているのか、この点お伺いしたいと思ひます。

○今村説明員 輸送の改善の問題につきましては、ただいま申し上げましたスピードの問題と、もう一つは、貨車自体の問題、それから基地の問題があらうかと思ひます。

輸送のスピードの問題につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございしますが、貨車の問題につきましては、現在通風車で野菜の輸送に当たつておるわけでございします。現在、通風車

が三千二百四十九両あるわけでございしますが、こういう通風車を主体に輸送をやつておるわけにございします。さらに、今後におきましてはコンテナ等の開発をいたしまして、通風コンテナというふうな問題もぜひ開発をしていきたい。これをやりますと、先ほどのハイスピードの列車にも載せ得るという利便もございしますが、そういうことで今後検討を進めてまいりたいと思つております。それから冷蔵車が四千八百九十四両ございまして、これも一般には鮮魚の輸送に当たつておるわけにございします。時期によりましては、こういう冷蔵車の輸送もやるといふ考え方を持っております。

なお、基地の問題につきましては、これは国鉄だけではなかなかむずかしいわけでございしますが、農林省なりあるいは業界の方々の御協力が得られますならば、ぜひ私どもも基地を近代化したしまして、そこで短時間の積みおろしができ得るような設備をこしらえてまいりたい。それによりまして基地と市場間のピストン輸送と申しますか、ヤードに入らない列車もできるわけでございします。で、そういう発駅の集約というふうなことにしても、もし御協力が得られますならばやることにによりまして流通問題に資し得るのではないかと。こういう点も検討いたしておるわけでございします。

○児玉委員 国鉄関係にはもう一問だけお聞きしておきたいと思ひますが、特に現在の貨物の積みおろし駅というものは、私は、時代の要請とともに相当設備の改善ということも必要ではないかと思ひます。特に流通部門の一番要素をなす貨物関係の設備関係については、どういふふうな改善をされようとしておるのか、この点、最後にお伺いしたいと思ひます。

○今村説明員 現在国鉄の貨物を扱っております駅が二千七、八百駅あるわけでございしますが、将来、私どもこの全駅を設備改良するということは、運賃値上げはしていただきましたけれども、なかなか多額の投資を要しますので困難でございします。したがって、この二千数百駅の中でも荷物の多い、特に基地的な性格の駅を取り上げまして、

この駅を徹底的に近代化していく。そうすることによりまして、荷役なりあるいは輸送の利便に資するということで、お客さんにも喜んでいただければ、それからわれわれのほうにもプラスになるというふうな方向で今後の基地問題を考えていきたい。今度の第三次長期計画におきましては約五千億、これは基地ばかりではございしません。ヤードなり基地なりという純粋の貨物部門に投資する額が約五千億でございします。旅客が七千億でございします。その間に共通部門がたかさんでございします。かなりウェイトを置いております。そういう基地の問題をどういふふうにするかというところは、いろいろ検討いたしております。が、どこから手をつけていくかということ早くきめまして、できるだけ近代化した駅設備をこしらえる。それによつて流通問題に寄与するといふふうに考えておるわけでございします。

○児玉委員 国鉄関係はそれでけっこうです。次に、大臣にお伺いしたいのであります。が、今回のこの法案のねらいが、特に出荷、生産の安定というところでありますけれども、非常に価格が暴落した場合、価格補てんの保護策が生産者にとられております。しかし、価格が暴騰した場合に對して、いわゆる消費者保護という点についてはあまり意が尽くされてない。特に値上がりする分については全く歯どめのしようがない。こういうことで、やはりこの際、生産者保護とともに、消費者にも安定した価格で供給するとならば、標準価格もしくは価格暴騰の際における上限価格等の措置もやはり検討する必要があるのじゃないか。このことによつて、やはり消費者保護といふこの法案のほんとうの目的が達成できるんじゃないか、私はこのように考えるわけでございします。消費者保護の場合から見た価格安定策について、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 こともつともなことでございします。現在、この法案におきましては、児玉委員が仰せのとおり、生産の安定、出荷の安定をはかつてまいるということが根本でございします。それは、目

的は、やはり消費者にも生産者にも価格の安定をはかっていこうということが根本の目的でございますから、これは両方から考えねばいかぬということでは言ひやうございせん。また、これだけではやはり十分でないことは言ひやうございせん。昭和三十五年、特に三十八年以來卸売りと小売りの全般的にわたつていろいろと検討も加えてきておるのでございしますが、さらに一そうこの面について十分検討を加えてまいりたい。これは併行してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

そこで、この最高、最低という意味で、いわゆる消費者から見ての低いほうの制限の問題についてはどう考えるかという問題でございしますが、この点は、とにかく生産の安定、出荷の安定ということによつて大体において目的が達せられるのではないかと考えておりますが、さらに一そうその点を的確ならしめる問題については、今後の問題として十分検討を加えてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○児玉委員 次に、これは國務局長にお伺ひしたいのですが、特に今回の指定産地等については、産地の場合は面積で制限しますから基準がありますが、生産量について、特にこれが正規のルートにあがつて、そして指定野菜が大体市場支配の七割程度を占めれば、いま質問するような心配はないと思ふのですけれども、非常に野菜が出回つて、一応出荷の予約数量がきまつてゐるわけでありまして、その予約数量においても非常に過剰な状態が予想されると思ふ。せつかく市場に出しましても全く意味がない。また、受ける側も受け取られない。こういう事態もいまの段階では十分予想されるわけでございますが、そういうふうな異常の事態における価格保障なりあるいは出荷対策等についてはどういふような措置をとられようとおるか、この点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○小林（蔵政府委員 御指摘のように、作付面積が一定でございまして、豊況のときがあるわけ

でございます。したがつて、出荷数量が非常に多くなつて価格が暴落する時期があるかと思ひます。この問題は非常にむずかしい問題なので、各農協、出荷者団体といふのがそれぞれ需要に見合つて、とにかく必要な量を適時に出すというところが必要なんではないかと、なかなかいろいろの事情がございまして、出荷者がばらばらであるということから、やはり市場が過剰な状態になるというところも考え得るわけでございます。異常な状態における価格保障といふのは、おそらく資金協会のほうでございまして、おそろく資金協会のカンランとタマネギでやつております例から申し上げると、会員が出荷の計画をつくりまして、その出荷の計画をなるべく守る。それで、あまりそれを上下しないということを出荷を安定させていこうというのが、いまの資金協会の運営でございまして。あまりにもそれを暴落時期に出し過ぎるというふうな場合におきましては、場合によつては交付金の交付を制限したりあるいは停止をするというふうな措置もつておるわけでございます。まして、いすれにいたしましても、カバー率からいまして、そう多くないという段階におきましては、その出荷を調整して、とにかく手取りがほとんどなくなる、荷づくり、包装費だけでも一ぱい一ぱいになつてしまふというふうなことがないようにするために、やはり系統組織が各指定産地の間、あるいは県の間、あるいは調整をとつて、非常に異常の事態が生じた場合には、それに対処してこれを調整をしていくことが必要であらうというふうに考えるわけでございます。農林大臣からの勧告というの、そういう事態が出ました場合はなるべくそれを発動するといふようなことも考え得るわけでございますが、いすれにいたしましても、この問題につきましましては、とにかく各出荷者団体の自主的な組織というもの、長い将来のことを考えて、当面の問題に感ぜられないで対処するといふことが一番必要なことであらうというふうに考える次第でございます。

○児玉委員 これに関連しまして大臣にお伺ひしたいのですが、産地の野菜の生産が天候等に非常に支配されやすいわけですね。特に問題となりますのは、いま國務局長も答弁いたしましたように、予約数量といふものがありまして、これは面積と関係なく行なわれてゐるわけでありまして、もちろん予約数量は、その過去何年かの統計等によつてきめられるわけでありまして、それにも増して、天候等により相当の予約数量を上回る生産といふことも予想されます。そういう場合に、結局廃棄処分といふことになります。そういう場合に、生産農民に対しては何かの形でこの廃棄処分等についても対策を講ずる必要があらうかと存じます。廃棄処分、出荷予想数量以上のかつては、廃棄処分に対する措置をどういふふうにお考えになつてゐるのか、お聞きしたいと思ひます。

○坂田國務大臣 ごもつともでございますが、産地のこの面について天候に支配されるということはお説のとおりでございます。今度近代化をはかる場合においても、生産の確保という点についての問題を相当十分やらなければならぬ。そこで、生産及び出荷の近代化というところに特に力を入れてまいりたい。たとえばスプリングクラウのようなもので、非常にかんがいがうまいかないといふときには、それによつて作柄の増減が非常に大きいといふことで、これは技術的にも、それから近代化計画を立てることにおいても根本的に修正していききたい。ここに非常に大きな目玉を置いて進めていきたいといふことを念願しておるわけでございます。

なお、廃棄処分が必要になるという場合、野菜の問題についていろいろあるわけでございます。ただ、この廃棄処分につきましましては、数量の確認がどうか、それから廃棄の時期がどうかといふいろいろな点について、たとえばこれに対して補給金を出すという場合を想像いたしますと、これに対する問題がまだ検討を加えるべきときでございますので、私どものほうでは、これをどの時期で

どういふふうに確認するかといったような問題をいま検討を加えておるのでございます。できれば、そういう方向へ進めなければならぬと思ふ。同様に、補償の問題を進めたいと思ひます。同様に、こういう技術的な問題についていま検討を加えておるようなわけでございます。

○児玉委員 次に、出荷調整の問題について大臣の御所見を承りたいのであります。

御承知のとおり、今回の法案制定の際、かなり調整という点については問題があつたように聞いております。第五十九条では、「合理的かつ計画的な出荷に關し必要な勧告をすることができ、」という表現がとつてありますけれども、少なくとも、需給関係なりまた市場におけるところの価格の変動といふのは、特に野菜の場合についてははなはだしいわけでありまして、供給量の多寡によつて価格の変動の差といふのは非常に激しいわけでありまして、この法案の、合理的しかも計画的な出荷をすることに、あるいは生産農士の横の連絡といふもの、あるいは全国的な連絡調整機関、あるいは五十九条の勧告といふ表現だけでは、計画的な、しかも合理的な出荷体制といふものは不可能ではないかと思ひますが、この辺の連絡調整機関、また出荷に關するところの横の連絡、どういふふうにしてこの趣旨が達成されるようにお考えになつておるか、単なる勧告だけでは十分には達成できないと思ひます。この点については、農協中央会等からもこれに対する修正の意向も出されておるくらい、全販連また農協団体等は、この点に非常に神経をこらしておるわけですが、この点に対する大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○坂田國務大臣 この点はごもつともこの点でございます。私どもとしては、やはり農協の組織を十分活動させていきたいといふことを考えております。これはずつと戦前において、農協の農会という時分においてその指導に当たつたことがありますが、かなりの効果をあげておる事実もあ

す。私どもは、農協の組織の活動というものに非常な期待をいたしておるわけでございます。なおこの指定産地には、今度は特に指導員を配置いたしまして、生産並びに出荷に関する一切の事務的な取りまとめその他をやるために、特別にそのういふものを設置する。これも、でき得るならば農協の支部等に置いていきたいと期待しておるわけです。そういうことも考え、さらに全体の問題としては、国、それからまた地方地方、さらに指定産地の県、それから指定産地というように、段階的にそれぞれ協議をいたすという点についても十分それを考えてまいるのであります。

○児玉委員 この点、またあとでそれぞれ御要望申し上げたいと思ひます。

次に、今回の法案で一つの注目すべき点として、価格暴落の際に、特にタマネギ、カンラン、白菜が一応価格補てんの対象になっておるわけでございます。しかしながら、これはあくまでも中央市場を通すものだけに限定されております。流通機構の合理化、そしてその改革の根本は、生産と消費をできるだけ直結する形において、いわゆる中間経費の節減をはかつて、消費者に安い価格で供給するというのが本筋であります。そういうことから考えますと、大口の荷さばき所なりあるいは大口需要者等々の直接取引、こういうことも今後十分予想されるわけであります。これらの点についてもやはり価格補てんの対象にすべきではないか。同時にまた、大根とかトマト、キヌワリ、こういふもの等も価格補てんの対象品目によやしていくべきではないかというのを考えるわけですが、この価格補てんに関して大臣の御見解を承りたいと存じます。

○坂田国務大臣 価格補てんの問題でございますが、まず第一に、この三品目でなしに、もつとふやしたらどうかという問題が一つでございます。これは、さようにだんだんと積み重ねてふやしてまいりたい、かように考えておるわけでございませう。

中央市場を通らずに大口使用のほうにまゐりますものについてはどうか、それから加工のものについてはどうか、こういうことでございませうが、これにつきましては、なかなか的確につかみにくい点もいろいろございませうので、これらについてはいま直ちに実行に移すわけにもいかない、こう考へておるので、さしあたりの問題としては、中央市場を通すものというところでまいりたい。これは全く実効を的確にするためにそういうふうに進んでまいりたい、こう考へておるわけでございませう。それから加工の問題については、これはまた別にひとつ……

○児玉委員 ここで経済局長にお伺いしたいのであります。今回の指定産地から出される野菜については、いままでの形態と違つて予約数量であり、しかも非常に安定したベースで野菜類が市場に出されるわけであります。この点、三十九年にも手数料の改定がなされましたが、特に産地指定に関する分については、やはり値引き等がこれまでよりも非常に容易になるわけだし、しかも、中間経費の節減という点から考えますならば、やはり手数料等の改定、引き下げということが当然配慮されてしかるべきだと思ふのですが、この点について特に経済局長の御所見を承りたいと存じます。

○森本政府委員 お話がありましたように、二、三年前に、それ以前の実績等を検討いたしました、卸売り人の集荷手数料は引き下げるように措置をしたわけでございませう。それ以降、実はまだ実績として、実行いたしましたから一年程度しかたつておりません。そういう関係がございまして、手数料を再検討する資料としてはやや期間が不足しておるのではないかと、こう思つております。漸次そういった年限がたちまして、しかるべき機関で実績を検討できるような時期になりますれば、私どもとしてもその事態に即して検討するにやぶさかではございませう。

○児玉委員 次に、大臣にお伺いしたいのであります。何と申ししましても、この一番基本である

安定基金でございますけれども、これが総額でわずかに十二億そこそこといわれております。年間中央市場を通す野菜の取り扱い金額に比較いたしまして、これはほんとうに微々たる基金であります。特に、これから生産農氏が安んじてこの法案の示すとおり指定産地におけるところの生産を高めたい、また、これも先般の質問でも明らかにされましたが、指定産地も拡大されていく、そういうふうな展望に立ちますならば、やはり基金の拡充ということが不可欠の要件ではなからうかと思ふのですが、これに対して今後どの程度に基金を拡大していくとお考えになつてゐるのか、この点についての展望なり、そしてまた、現在の金額ではこれは絶対十分じゃないということ、は、もう昨日来の質疑の中でも明らかにされたわけですが、この点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○坂田国務大臣 基金の問題はごもっともでございまして、これが進行に即応して得る限り基金の増額をはかつて、遺憾のないようにしてまいりたいということを申し上げたいと思ひます。

○児玉委員 大臣の時間がなかりですから、あと二問程度にしようと思つて御質問したいと思ひますが、現在の計画では、昭和四十二年度までに指定産地が大体五百二十カ所でございますか、こういう点から、指定産地なり、また消費指定地域というものはこれから拡大していつて、そうしてこの野菜価格の安定というものが、地方都市の場合においても、需給の関係の確立と同時に、安定した形において野菜の生産ができるためには、まだまだ五百二十カ所程度では不十分だ、私はこういうふうにか考へるわけでございませうけれども、指定産地の拡大あるいは消費指定地域の拡大等についてどういふふうなお考えをお持ちか、明らかにしていただきたと存じます。

○坂田国務大臣 この点は、お説のとおり、現在

を増加してまいらうという考へ方でございます。○児玉委員 それから、今後の指定産地の運営というものは、何といひましても、現在までの生産方式から生産の形態というものをやはり近代化していかなければいけない。たとえば生産技術の改良、品種の改良あるいはまた製品の規格化、商品化としての品質の向上、また一番問題である集荷、選果場の整備、こういうふうな一つの共同化の方向に持つていかなければ十分の実効を期待できない、こういうふうには考へるわけであります。同時にまた、流通過程の合理化という面から考へましても、集荷の初期の段階における加工施設、こういうもの等にも十分の思い切つた措置がなされなければ、この出荷体制というものは十二分の効果を期待でき得ない、こういうふうには私は判断をいたすわけであります。このようにな生産団地におけるところの近代化ということについてどのような考へえをお持ちか、明らかにしていただきたと思ひます。

○坂田国務大臣 いま児玉委員がおっしゃつたとおりの考へ方を持つておるわけでございませう。すなわち、生産については病虫害の防除あるいは共同化、あるいはかんがい排水の問題あるいは集荷の近代化、あるいは出荷についての計画化、近代化といったようなお説のとおりの問題を、これらの指定産地に対して推進してまいらるわけでございませう。本年は七十五カ所ぐらい現実に進めるわけでございませうが、さらに一それらを拡大強化してまいらる考へ方でございます。

○児玉委員 もう一べん、最後です。これは特に総合的な問題として、第一点は、ちょっと話は前後しますが、野菜の名称が、特にカンランの場合は、キャベツがほんとうなのかカンランがほんとうなのか、これは局長でもけつこうですが、この名称はやはり統一すべきだと考へております。これについてどういふふうなお考へなのか。

もう一つは、五月二十七日に行政管理局から、

生鮮食料品の生産及び流通に関する行政監察結果の勧告というものが農林大臣になされております。この点は、いままです御質問申し上げたようなことの総括でございますが、この中で、特に流通についてもかなりきびしい勧告がなされております。それからまた、生産関係におきましては、いわゆる需給関係の一番基本となる生産状況等の統計調査、こういう点をもう少し強化して的確な需給関係を確立すべきだ、こういうような点が指摘をされておりますが、今回のこの行政管理庁の勧告についても積極的な姿勢で取り組んで、これの改善に当たっていただきたい。同時にまた、今日の一番の問題は、やはり流通部門においても、中央市場における経営のあり方、またその内容の改善ということがきわめて重大な点ではなからうかと私は考えますが、この行政管理庁からの勧告並びに先ほど申し上げました名称の統一という点について御質問を申し上げます、大臣に対する質疑を終わりたいと思います。

○坂田国務大臣 この行政管理庁の御指摘を受けた点につきましては、私どもも同様にその考え方でもって努力を進めておりまして、私どもの考えと全く一致しておりますので、さらに一そう努力を進めてまいりたい、こう考えておりますので、御了承を願いたいと存じます。

なお、名称等の問題については國芸局長から御答弁申し上げます。

○小林(誠)政府委員 カンランかキャベツかというお話でございますが、従来私たちはカンランということばを使っております、高原カンランとか、いろいろなことばを上につけます場合にころがよかったですありますが、一般にキャベツというのが使われていることから、やはりキャベツということばを使つたほうがいいのではないかという御主張もございしますわけです。それらの点につきましては、農林省といたしましては、なるべく一つのことばで統一いたしますように努力したいと考えております。

○兒玉委員 終わります。

○倉成委員長代理 次会は明日十日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

昭和四十一年六月二十日印刷

昭和四十一年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局